

自動車損害賠償保障法における 被害者の直接請求権と損害賠償請求権

岳 衛

- 一 はじめに
- 二 検討の前提
 - 1 責任保険における目的と機能との関係
 - 2 任意的責任保険と強制的責任保険
- 三 自賠法の目的と構造
 - 1 自賠法の目的
 - 2 自賠法における被害者保護の実質
 - 3 自賠責保険の構造の特徴
 - 4 保険者に対する被害者の直接請求権
 - 5 加害者に対する被害者の損害賠償請求権
- 四 最高裁判例における直接請求権と損害賠償請求権
 - 1 最高裁昭和39年5月12日第三小法廷判決
 - 2 最高裁平成元年4月20日第一小法廷判決
 - 3 最高裁平成12年3月9日第一小法廷判決
- 五 最高裁判例の捉え方
 - 1 学説の評価
 - 2 反対説の検討
 - 3 私見
- 六 自賠法における直接請求権の法的性格
 - 1 学説
 - 2 判例の動揺
 - 3 直接請求権と保険金請求権との関係
 - 4 検討
- 七 おわりに

一 は じ め に

自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」という)は、被害者の保護をその第一の目的とし(自賠法1条)、これを実現するために、加害者の賠償責任の厳格化、すなわち加害者の事実上の無過失責任を定める(自賠法3条)とともに、加害者の無資力による被害者救済の困難を回避するため、政策的に、自動車の運行供用者に責任保険(自動車損害賠償責任保険、以下「自賠責保険」という)に加入することを強制している(自賠法5条)。また、加害者の不誠実などの場合の被害者の救済を図るとともに、被害者に対し迅速な保護を与えるため、被害者が保険者に対して、「損害賠償額の支払いをなすべきことを請求することができる」権利、いわゆる直接請求権が認められ(自賠法16条1項)、さらに、この直接請求権に対する差押が禁止されている(自賠法18条)¹⁾。

自賠法には被害者保護のために、直接請求権のような政策的な規定が多く設けられているが、自賠責保険それ自体は、責任保険契約の構造を採っているため、責任保険契約という特殊な契約の論理に服する²⁾。したがって、被害者保護という目的の実現はそのような契約の論理に制約されることが考えられる。しかし、自賠法の目的および構造からわかるように、同法は、その本来の性質を被害者保護のための特殊な不法行為法であると理解されている³⁾。そして、責任保険と並んで、加害者が付保する不特定の他人のためにする傷害保険契約や被害者自身が付保する生命保険契約も同じく被害者保護の機能を有するが⁴⁾、自賠法はその中から、自賠責保険という責任保険の形態を選んでおり、それによって、本来不法行為法の性質を有する自賠法が責任保険契約法としての側面をも持つことになった。したがって、特殊な不法行為法である自賠法の被害者保護という目的が徹底されるべきか、それとも責任保険契約の構造によってそれが制限されることになるかが問題となりうる。私見によればこの問題については、契約の

論理による限界を理由として被害者保護の限界を設けるべきではないと考えている。ここでは、自賠法の目的を最大限に尊重し、責任保険契約の論理からの制約を受けながらも、被害者の保護という目的を実現させることは自賠法のひとつの重要な課題である。この局面では、被害者の有する、保険者に対する直接請求権と加害者に対する損害賠償請求権という二つ権利の関係をめぐる問題が重要である。

責任保険契約の論理からすれば、直接請求権は損害賠償請求権に大きく依存することになり、損害賠償請求権が消滅すれば、直接請求権も消滅するという結論になるのは当然のように思われるかもしれない。しかし、上述したように、直接請求権は被害者保護を図るために、政策的に認められた権利であり、しかもその権利に対する差押は禁止されている。したがって、被害者保護の趣旨を徹底するために、たとえば、後述するように、加害者に対する損害賠償請求権が差押・転付されても、被害者はなお、保険者に対する直接請求権を行使できると解釈すべきである。すなわち、直接請求権は損害賠償請求権に大きく依存すると解するものの、場合によっては、被害者が損害賠償請求権を失っても、直接請求権の消滅を認めない解釈をする必要がある。

また、直接請求権の性質を、どのように理解するかは、両権利の関係の問題にも大きな影響を与える。例えば、直接請求権を、保険者による加害者の責任の肩代わりとして、被害者への損害賠償債務に対応する損害賠償請求権であると解釈する場合には、加害者に対する被害者の損害賠償請求権が消滅すれば、保険者に対する直接請求権もまた消滅すると解することができる。ただし、両権利は全く同質のものと理解できるので、直接請求権のみが単独で存続する理由がない。このような場合、自賠法の被害者保護の目的は責任保険契約の論理に制約されざるをえないだろう。

直接請求権と他の権利との関係および直接請求権の性質については、かなりの判例の貯蓄がある。近年の最高裁判決は、その責任保険契約の構造から分析し、加害者に対する損害賠償請求権が消滅すれば、保険者に対す

る直接請求権も消滅するという結論に至っている。直接請求権の性質が上述のような加害者の損害賠償義務に対応する損害賠償請求権という性質をもつとすれば、確かにこのような解釈しかできないが、果たして、直接請求権の性質はこのようにしか解しえないものであろうか。被害者保護の目的を実現するために、直接請求権の性質をどう解釈すれば、一番適切だろうか。確かに、最高裁は、昭和39年5月12日判決⁵⁾において、直接請求権は損害賠償請求権であると一見明確に判断しているが、その根拠は示されていない。しかも、その後の判決において、最高裁は「直接請求権が損害賠償請求権である」というような表現を使わないようになったが、実は、直接請求権の性質に関する最高裁の判断は大変あいまいであることがわかる。

本稿は、以上のような疑問を念頭におきながら、これまでの最高裁判決および学説をもとに、両権利の関係を検討する。その上で、自賠法における直接請求権は、責任保険契約構造において、被害者の加害者に対する損害賠償請求権に依存しながらも、つねにその消滅に従属するものではないという解釈論を展開したい。このような被害者保護を徹底する解釈を採るには、直接請求権の根拠および性質に関する考察が必要であり、この問題もあわせて検討する。

二 検討の前提

自賠法の目的は被害者保護であり、したがって、同法の保護対象は加害者ではなく、被害者である。そして、自賠法はこれを実現するために自賠責保険を強制保険としている⁶⁾。これに対して、任意的責任保険も同じ目的を持つかどうか、ということは相当重要な問題である。なぜなら、もし、強制的責任保険と任意的責任保険との目的が違えば、自賠法の有する被害者保護という目的は特別の意味を持つと解さざるを得ず、自賠責保険における問題を解明する際に、このような特別の意味を終始貫かせなければ

ばならないのである。

1 責任保険における目的と機能との関係

責任保険は損害保険の一種であり、一般には、他の保険契約と同様に、保険契約者による保険契約の申込およびこれに対する保険者の承諾が契約の自由の原則に基づいて任意に行われる。法律の定めがない限り、責任保険は任意保険である⁷⁾。

責任保険契約とは、被保険者が第三者に対して一定の財産的給付をなすべき法的責任を負担したことにより生ずる損害を填補することを目的とする保険契約である⁸⁾。この定義からわかるように、責任保険の目的は被害者保護ではなく、加害者保護である⁹⁾。また、ここでいう責任保険は法律により強制されるものではなく、任意に契約されることができるものである。

責任保険の歴史からみても、それが加害者保護を直接的契機として発達したことは疑いがないところである¹⁰⁾。産業革命により、人類社会は封建社会から現代工業文明社会に転換してきた。しかし、高度に発達しつつある工業、経済社会における一般市民の生活は、たえず危険にさらされている。そして、資本制社会の進展、市民の人権意識の高揚にともない、産業活動を行う企業の不法行為責任が厳格化され、損害賠償請求に対して、企業が事実上無過失責任を負わされることもある。このような結果として、企業はつねに莫大な賠償額の支払に追い込まれるリスクを負うことになり、このことは、企業経営の萎縮、ひいては自由主義社会の経済活動の萎縮につながる。このような状況の下で、責任保険が登場した。責任保険は、企業が損害賠償責任の負担によって被る損害を填補し、これによって企業が一時に多額の賠償金を支払うという苦痛を軽減し、採算のとれる健全な企業運営を可能にする¹¹⁾。責任保険は損害賠償請求から自らを防禦する手段であると言われている¹²⁾。

また、責任保険の内容を見ると、この保険で填補される損害は 加害

者が被害者に支払う賠償金、事故発生後、加害者が損害の防止軽減のために要した必要または有益と認められる費用、応急手当などの費用、争訟費用、加害者が保険会社へ協力するに際して支出した費用である。これらのうち、損害賠償金の給付が中心的役割を果たしていることは言うまでもないが、他の給付も加害者にとって欠かせないものである¹³⁾。したがって、責任保険の内容から見ても、その目的は通常、加害者保護であることは明らかである。

かつて西島教授は、「責任保険の主たる目的は、被害者の保護にあるのであって加害者の保護におかれるのではない」と主張された¹⁴⁾。その理由を責任保険において真の被保険者は加害者ではなく、被害者であることに求めた¹⁵⁾。しかし、被害者を被保険者とする保険はもはや責任保険ではないという批判を受け、最高裁も、前述した昭和39年5月12日判決において、被害者の有する直接請求権は保険金請求権である(被害者の直接請求権は保険金請求権であると解することができれば、被害者は被保険者の地位を有すると見られる)という原告の主張を「独自の見解」にすぎないとし、「原判決のなした正当な判断を非難するものであって、採るを得ない」と述べた¹⁶⁾。西島旧説を支持する者はほとんど見られず¹⁷⁾、現在、教授ご自身も改説されたようである¹⁸⁾。

ところで、被害者保護は責任保険の目的そのものではないが、責任保険は加害者保護の目的を達成するとともに、被害者保護の反射的機能を同時に有する。たとえば、加害者が無資力の場合、たとえ不法行為責任が認められても、被害者は現実に救済されない。そこで、責任保険により加害者の賠償資力が確保されることを通じて、被害者の真の救済が初めて実現される。責任保険発展の歴史を見れば、責任保険制度是認の端緒となったのは第三者保護の思想であり、責任保険が多くの国で盛んに利用されるに至ったのも、それが第三者の利益を保護するという機能、すなわち被害者保護機能をも果たすことができたからである¹⁹⁾。

しかし、ここで強調しなければならないのは、本来、任意的責任保険に

においては、被害者保護は加害者保護の実現を通してしか実現できず、被害者保護はあくまでも責任保険の有する機能の一つであり、責任保険の目的自体ではないということである。確かに、後述するように、責任保険の発達にともない、責任保険の被害者保護機能が次第に重視されてきた。責任保険が今日のように盛んになったのは、それが被保険者自身にとって有用な制度であるばかりでなく、同時にそれが被保険者の担保力の増強を通じて被害者である第三者の利益を保護するという機能をも果たしえたからに他ならない²⁰⁾。

しかし、たとえば、専門家責任保険は、その主たる目的は専門家を保護し、専門家の活動が萎縮しないようにするためであって、被害者の救済はその副次的機能にすぎないと言われている²¹⁾。とくに会社の取締役を対象とする会社役員賠償責任保険の目的を考えてみると、アメリカが、1960年代に入って、代表訴訟、クラスアクションおよび SEC による会社役員に対する訴訟が増加し、その防禦費用が多額となり、そのために、会社役員保護が考えられるようになったと言われる²²⁾。被害者が会社である場合、加害者である取締役の賠償金をもって会社を救済することは、会社役員賠償責任保険の主たる目的として想定されていないであろう。さらに、この保険には被害者の直接請求権も認められていない。このように、加害者である会社役員を保護することより、健全かつ革新的な会社経営が期待されるのであり、会社役員賠償責任保険の目的は加害者保護であることは明らかである²³⁾。ただ、被害者である会社も保護されているという副次的機能があることも否定はできない。

したがって、任意的責任保険である限り、その加入は保険契約者 = 被保険者 = 潜在的加害者の個人の自由な意思に委ねられていて、その目的は加害者保護であるほかなく、被害者保護はその目的を達する際の反射的機能であるにすぎない。

ところが、経済の発展とともに、責任保険はもはや任意的保険形式のみでは時代の変化に応じることができなくなった。経済社会の飛躍的な発展

にともない、市民が危険にさらされるリスクも一段と高まった。そのなかで、責任保険における被害者保護の機能はより重視され、弱者である被害者保護という社会公共の利益保護の手段として、責任保険が単なる私法上の契約関係である任意保険としてではなく、契約当事者の意思から切り離された法律関係として形成される傾向が生じ²⁴⁾、各国においては、強制的保険制度が導入された²⁵⁾。すなわち、国は特定の責任保険の契約を義務化したため、一種の政策として強制的責任保険が登場したわけである。このような経緯から、または強制保険の各条文を見ればわかるように（例えば自賠法14条ないし18条、22条）、強制的責任保険の目的は、加害者保護ではなく、被害者保護であることがわかる²⁶⁾。ただし、法律によりその契約の締結が強制されている責任保険においては、加害者保護は目的ではなくなっているが、機能として依然存在する。加害者保護が機能しないと、加害者が保険料を拠出する意味がなくなり、責任保険が成り立たないからである。

ところが、これまでの学説は、このような責任保険の目的と機能とを必ずしも明確に区別しておらず、その殆どは単に責任保険は加害者保護と被害者保護の二つの機能を有すると論じることにとどまっているように思われる²⁷⁾。しかし、私見によれば、責任保険において、この目的と機能を区別することは大変重要である。任意的責任保険にせよ、強制的責任保険にせよ、責任保険である限り、その構造から、加害者保護と被害者保護という二重の機能が含まれている。しかし、任意的責任保険と強制的責任保険のそれぞれにおいては、この両機能は同レベルのものではない。そのうちの一つの機能がその責任保険契約の目的というほどに重視されることもありうる。本稿の検討対象である自賠責保険における被害者の直接請求権と損害賠償請求権との関係を論じる際に、その種の保険の目的は加害者保護であるか、それとも被害者保護であるか、という問題がこの関係を分析・解明する前提となっている。つまり、もし強制的責任保険である自賠責保険において、任意的保険と同様に、被害者保護は単なるひとつの機能にす

ぎないのであれば、問題を解決する際に、場合によっては、被害者保護は第一義的に重視されなくてもよいことになる。これに対して、強制的責任保険における被害者保護はただの機能ではなく、保険契約の目的であるとの観点からすれば、このような解決は妥当とは認められず、あらゆる問題を解決する際に、自賠責保険の責任保険契約としての論理により制約を受けながらも、第三者である被害者の保護という目的に合致しているかどうかによって判断されるべきである。

2 任意的責任保険と強制的責任保険

これまでのところで、責任保険の目的と機能との関係を論じた上で、任意的責任保険においては、その目的は加害者保護であり、被害者保護は加害者保護の目的を達成する反射的な機能であるにすぎないのに対して、強制的責任保険においては、逆にその目的は被害者保護であり、加害者保護は責任保険の成り立つひとつの要件にすぎないと述べた。このような結論を出す意義は、強制的責任保険の法解釈論を展開する際に、本来、責任保険契約外の第三者に過ぎない被害者の保護という目的が何よりも重要であり、この目的に反する論理を採用すべきではないということにある。つまり、任意的責任保険と強制的責任保険という分類は、その加入方式の違いを示すだけにとどまらず、その目的も示すことになり、これは同時に問題解決の基準ともなっている。

石田教授は責任保険において、責任保険契約は保険契約者（被保険者）と保険者との間の契約であるため、保険者は直接被害者たる第三者と契約関係に立たないと指摘した上、その第三者の地位について、次のように述べている。「責任保険契約によっては第三者の地位の保護を図らなければならないものもある。責任保険契約はその種類が多様であり、自動車対人賠償責任保険契約のように、保険者が積極的に被害者と接触し、適切な解決を図らなければならない分野もあるし、また医師・弁護士・公認会計士・建築家などのいわゆる専門職の賠償責任保険契約のように被保険者自

身が円滑に解決できる資質があることを予想される分野もあり、共通に責任保険法で規制することの当否が問題となる。その責任保険契約の持つ目的・機能に照らして、紛争の解決として適切な方法はなにか勘案して決すべきである²⁸⁾。このように、石田教授は責任保険の多様性に着目し、責任保険のそれぞれの目的・機能の違いに応じて、紛争を解決すべきであると主張している。その基準は任意的責任保険かそれとも強制的責任保険かというものではなく、「保険者が積極的に被害者と接触」する必要があるかどうかである。この基準によれば、被害者と接触する必要があるれば、当該責任保険は被害者保護の目的・機能を有するのに対し、被害者と接触する必要がなければ、当該責任保険は加害者保護の目的・機能を有することになると理解できる。また、目的・機能について、具体的に区別しておらず、ここでは同レベルの意味として使われていると思われる。ただ、言葉自体は区別していないが、その基準が一応提示されている。具体的に問題を考えて見ると、石田教授の主張によれば、自動車保険では、殆どの加害者が問題解決の資質を有せず、保険者が積極的に被害者と接触する必要があるから、任意、強制を問わず、すべて被害者保護の目的・機能を有するように思われる。それに、任意的自動車保険でも強制的自賠責保険と同様に、被害者の保険者に対する直接請求権が認められたこともこのことを証明するようである²⁹⁾。

責任保険の多様性に応じて問題解決がなされるべきであるという指摘には賛成するが、その「保険者が積極的に被害者と接触」するかどうかという基準については疑問がある。そこで、まず指摘したいのは、目的と機能とを同種の意味として使うことである。上述したように、私見は、目的と機能とは決して同レベルのものではないと考えている。任意的自動車保険においては、たとえ保険者に対する被害者の直接請求権が認められていても、それはつねに加害者となりうる保険契約者が、保険者との契約によって、生じさせた権利であり³⁰⁾、保険者は、第三者に保険金を支払うことによって、被保険者である加害者の負う賠償責任を免脱させる³¹⁾。したがっ

て、任意的自動車保険の目的はやはり加害者保護である。被害者保護はただその責任保険制度のひとつの機能であるにすぎない。保険契約の締結がつねに加害者となりうる保険契約者に委ねられている任意の保険であるかぎり、任意的自動車保険の目的はあくまでも加害者保護であり、被害者保護は目的ではない。また、このことは、任意的自動車保険にも保険者に対する被害者の直接請求権が認められているが、自賠責保険と違って、保険者がその保険契約者・被保険者に対して有する抗弁権をすべて被害者に対抗できるということからもわかる。これに対して、自賠責保険は強制的保険であり、その目的は被害者保護であることは前述したとおりである。したがって、責任保険の多様性に応じて問題の解決を図るべきであるが、その基準は「保険者が積極的に被害者と接触」するかどうかによって責任保険の目的・機能を決めるという基準ではなく、思い切って、その対象となる責任保険は任意的なものか、それとも強制的なものかによって問題解決を行うべきである。

金澤教授は責任保険に二重の機能があると認めたとうえで、さらに一歩進んで、責任保険の類型に応じて、両機能のいずれかに重点において考えるべきであると主張している。この説によれば、この際、基準となるのは、「特定の責任保険の担保する危険についての社会的評価の重要性（つまり、損害発生頻度、範囲、事故の客体の種類など）であり、たとえば労働災害、航空機・自動車などの交通災害や原子力災害などの社会的危険であるか、あるいは、物の保険、場屋・旅館業にともなう火災、盗難などの危険であるかによってその重要性が異なる」のである。したがって、自動車保険などの機能は被害者保護であり、物の保険などは加害者保護機能と被害者保護機能とを並列的に理解すべきであるといわれる³²⁾。しかし、「社会的評価の重要性」という基準について疑問がある。自動車保険は社会的評価の重要性が高いことはいうまでもなく、それによって、任意、強制を問わず、すべて被害者保護を重視するという結論になりそうだが、やはり前述したように、任意的自動車保険と自賠責保険は分けて考えるべきである。

なぜなら、任意的自動車保険もその社会的評価の重要性が高いとはいえ、その付保が保険契約者の自由な意思に委ねられている以上、その種の保険の目的は加害者保護にあると言えよう。

以上からわかるように、責任保険の問題を考える際に、当該保険の目的と機能との如何によって、問題解決の方法が違ってくるため、その目的と機能との差異を決める責任保険の類型 任意的責任保険か強制的責任保険 によって区別すべきである。

なお、この問題は従来からかなり重視されており、西島教授は次のように述べて、その重要性を強調した。「任意的責任保険は加害者の利益中心の保険であってそのかぎりにおいて、被害者保護作用はきわめて弱く、ある限度においては反被害者の性格すらおびている。これに反して、義務的責任保険は被害者の利益中心に構成されており、ここでは保険者・加害者・被害者の三者間の相互的対立関係はいわば皆無に近い。この意味において両者は同じ責任保険の語で呼ばれるけれども、実質的にはかなり大きい相違があるわけである。したがって、このような差を全く無視して責任保険一般の議論をすすめてゆくのは、正しい態度とはいえない³³⁾。中西教授も、任意的保険と強制的保険との違いはその契約の形式だけではなく、その契約外の第三者である被害者の地位に関する法則もかなり相違が認められていると述べた上で、「義務的責任保険の場合と任意的責任保険の場合とを区別して考えていく必要がある」という³⁴⁾。

三 自賠法の目的と構造

1 自賠法の目的

日本において、特に戦後から、経済復興および高度成長に伴い、自動車も著しく普及し、現在、日本は7000万台を超える自動車を保有し、アメリカに続いて世界第二の自動車大国に成長した。しかし、自動車の普及とこれを基礎とする経済産業の発達は、国民生活の向上発展に大きな役割を果

たしている一方、ある程度不可避の交通事故という社会悪をも同時にもたらしめている。交通事故の件数、死者数、負傷者数から見ると、1948年には交通事故は21,341件に対し、2003年には947,408件にのぼり、約50倍に増大した。死者数、負傷者数も1948年の3,841人、17,609人から2003年の7,702人、1,180,168人になり、特に負傷者数はおよそ70倍まで増大してきた³⁵⁾。このような社会悪に対して、事故発生の防止は大変重要なことであるが、事故発生後における被害者の保護救済措置も、それと変わらないほど重要であり、具体的な被害者の保護の必要性を考えると、ある意味においては前者よりいっそう重要な意味を持つともいえる。

ところが、昭和30年に自賠法が制定されるまでは、法制度上において、自動車事故による被害者の保護が十分ではなく、交通事故における加害者の損害賠償責任に関する規定は、民法709条・715条しかなかった。民法のこれらの条文によると、原則として、交通事故の被害者が加害者の故意・過失を立証しなければならない。被害者にとっては、その立証が大変困難な場合がある。また、たとえ被害者側の立証ができて、加害者の不法行為責任が認められても、加害者が無資力であれば、結局被害者の救済が図られないことになる。つまり、自賠法が制定されるまでは、交通事故における被害者の救済は甚だ不十分であった。

このような状況を脱却するために、自賠法が制定されることになった。被害者保護という本法の趣旨が、立法当初から強調され、本法案が衆、参両議院において審議される際に、この趣旨に関する異議は全くみられなかった³⁶⁾。自賠法の具体的な内容を見ると、まず自賠法はその第1条において、本法の目的は被害者の保護とともに、自動車運送の健全な発達に資することであると規定しているが、被害者保護はこの二つの目的の中の第一義的なものであることは明らかである。そして、本法は民法の論理である加害者の過失責任主義を事実上の無過失責任主義に変更し、加害者に重い責任を負わせ、被害者の立証責任を軽減した（自賠法3条）。さらに、本法により確立された自動車損害賠償保障制度は、自動車損害賠償責任規

定(過失責任から無過失責任へ)と被害者に対する加害者の賠償資力確保のための制度(自賠責保険制度と政府の自動車損害賠償保障事業)との二つの部分によって構成され、いずれも被害者保護の目的に沿った制度である。そのうち、自動車損害賠償保障制度においては、保険者に対する被害者の直接請求権が認められ(自賠法16条1項)、被害者は、保険会社に対し、保険金額の限度において、直接に損害賠償額の支払いをなすべきことを請求することができる。政府の自動車損害賠償保障事業は、無保険車による事故、ひき逃げ事件などにおける被害者が自賠責保険の保護対象外になることに対して、政府が被害者の損害を填補する事業である(自賠法72条)³⁷⁾。これは自賠責保険制度の補完であるともいえる³⁸⁾。

以上からわかるように、自賠法の第一義の目的が被害者の保護にあることは明らかであり、そして、これは自賠法解釈上の基礎であることを徹底すべきであることを意味し³⁹⁾、したがって、自賠法は被害者保護をその究極的な目的としているとも言えよう。

2 自賠法における被害者保護の実質

自賠法の目的は被害者保護であるが、その被害者保護の内容は、自動車による人身事故における損害賠償責任を適正化し、自動車保有者側の賠償能力をつねに確保するための措置を取り、さらに、自動車損害賠償保障事業により、被害者に対する補償を確保することである。したがって、ここにいう「保護」とは、当然「救済」を含むと言われている⁴⁰⁾。しかし、被害者保護の中に「救済」が当然に含まれているというだけでは、被害者保護の実質は完全に説明されていない。

思うに、自賠法は被害者保護をその第一義の目的としているから、このような目的を実現するためには被害者に「救済」のみでは足りず、もう一歩進んで、「現実の救済」を与えなければならない。自動車事故により人身傷害を受けた被害者は肉体的、精神的な苦痛を負うのみならず、その経済的な損失も莫大であり、被害者が一家の大黒柱である場合、被害者自身

にとどまらず、その被害者一家も大きな打撃を受ける。とくに被害者死亡や重度の障害が残るケースにおいては、この問題は明らかである。このように、交通事故の被害者側は生活費、医療費、葬式費用等の支出を迫られ、できるだけ早く損害賠償金の支払いを受けさせる必要がある。

この問題に対応して、冒頭でも述べたように、自賠法は、単に加害者の賠償資力を確保する自賠責保険への強制加入で、被害者保護を図ることにとどまらず、さらに、保険契約外の第三者にすぎない被害者が、保険者に対して「損害賠償額の支払」を請求する権利、いわゆる被害者の直接請求権を認めている（自賠法16条1項）。直接請求権の具体的な内容および性質については後述するが、直接請求権が認められる趣旨は、自動車事故の被害者が加害者の損害賠償を待つことなく、直接に保険者から損害賠償額の支払いを受けることができ、被害者の迅速、確実な救済が図られることである。さらに、直接請求権に対する差押も禁止され（自賠法18条）、被害者に対する「現実の救済」を確保している。また、被害者は仮渡金の支払を保険会社に求めうることとして、事故直後の緊急事態の処理に必要な費用が提供されている（自賠法17条）。

このように、交通事故の被害者にとって一番必要なのは「現実の救済」であり、加害者から直接損害賠償金を受け取るほうがよいかもしれないが、加害者の無資力などに備えて、保険者から損害賠償額の支払を受けることもよい。いずれにしても「現実の救済」として損害賠償額の支払の受け取りが重要である。なぜなら、「被害者が賠償金や保険金を現実受けとって、逸失利益、治療費、葬儀費などにこれを充当した場合に被害者が受ける利益と、被害者が交通事故の発生前に借り入れた債務の弁済に賠償金、保険金を充当した場合に被害者が受ける利益との間には、相当大きな違いがある」からである⁴¹⁾。

3 自賠責保険の構造の特徴

自賠法の第一義的な目的は被害者保護であり、本法に基づく自賠責保険

制度もこの目的に沿った構造を持っている。

責任保険が第三者である被害者保護に役立つためには、次の三つのことが要請される⁴²⁾。

保険契約が締結されていること。

第三者が保険請求権より何らかの形において特別の利益を受けうるような特別の配慮をこらすこと。

保険者の被保険者に対する免責事由を第三者に対抗しえないと擬制すること。

自賠責保険はまさにこの三つの要請にすべて応えている。

まず、自賠責保険契約が自賠法の規定によりその締結が強制され(自賠法5条)、自動車は運行の用に供されている際、自賠責保険に加入している証明書を備え付けないと罰金が科せられ(自賠法8条・9条の3・88条)、無保険の車を運転すると、刑罰が加えられる(自賠法87条)。そして、保険の加入を励行するために、車検リンク制を採っている(自賠法9条1項・2項)。さらに、被害者保護のためにはその契約締結の強制のみならず、保険契約の解除事由も制限されている。損害保険契約と同様に、悪意・重過失による告知義務違反があった場合、自賠責保険においても保険者はその契約を解除できるが(商法644条、自賠法20条の2第1項)、無保険車の発生を防止するため、自賠責保険の解除の効力は保険契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に将来に向かって生ずるものとされている(自賠法21条1項)。さらに、この解除の効力が生ずる日以前に事故が発生したときも、保険会社は、被害者に対して損害賠償額または仮渡金の支払い義務を負うことはもちろん、被保険者に対して損害をてん補する責任が生じる。ただ、保険会社が損害をてん補したときは、保険契約者に対しててん補金額の支払を請求することができる(自賠法21条2項)。すなわち、加害者である被保険者が被害者に損害賠償をしたことにより、損害が生じ、その損害を填補した保険者は、その填補した金額について、保険契約者に求償することができる。ここで、注意すべきは、求償される

のは被保険者ではなく、保険契約者となることである。しかし、一般的には、保険契約者と被保険者とは一致していることが多いので、被保険者に支払われる保険金の額と保険契約者に求償される金額は、相殺されることになるから、実質的には保険者が免責されることとなる。自賠法21条2項が實際上意味を持つのは、被害者が直接請求権を行使したときであり⁴³⁾、これによって被害者保護の徹底を期している⁴⁴⁾。

次に、第三者が保険請求権より、特別の配慮として、保険者に対する被害者の直接請求権が認められ（自賠法16条1項）、この請求権に対する差押が禁止されている（自賠法18条）。

最後に、保険者の免責事由は、保険契約者または被保険者の悪意の事故招致の場合のみに制限されている（自賠法14条）。したがって、任意的自動車保険と違って、たとえ戦争などの変乱による損害に対しても、自賠責保険契約の保険者は免責されない。また、保険契約者または被保険者の悪意の事故招致について、保険者が免責されることになっても、これをもって第三者に対抗することができず、被害者の直接請求に対しては損害賠償額を支払わなければならない（自賠法16条1項）。

以上の各仕組みは、すべて任意的責任保険において見られないものであり、自賠法はこれらをもって被害者保護を徹底しているから、自賠責保険が公保険的色彩、すなわち社会保障的性格を強くもっているといえる⁴⁵⁾。

4 保険者に対する被害者の直接請求権

自賠法は被害者の保護という目的を達成するために、被害者に保険者に対する直接請求権を認め、これにより被害者は「保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求すること」ができる（自賠法16条1項）。すなわち、直接請求権は被害者が加害者に対して損害の賠償を請求し得る場合、保険金額の範囲内で、とくに保険者に対してその支払いを請求し得る権利である⁴⁶⁾。

本来、責任保険は、被保険者が第三者に対して一定の財産的給付をなす

べき法的責任を負担したことにより生ずる損害を填補するものであり、被保険者である加害者が被害者に対して損害賠償義務を負い、それによって生ずる損害を保険者が填補するわけである。したがって、保険契約外の第三者である被害者の存在が責任保険にとって不可欠であるが、被害者自身が保険契約の当事者ではなく、保険者に対してなんら権利を有するものではないはずである。また、その権利の内容から、直接請求権は保険金請求権および損害賠償請求権に大きく依存して、保険契約が解除されたりすれば、直接請求権も消滅するはずである。ところが、自賠法は被害者に保険者に対する直接請求権を与え、しかも、保険契約者の故意・重過失による告知義務違反を理由とする契約解除の場合もこの直接請求権に直ちに影響せず、さらに直接請求権に対する差押をも禁止するという規定を設け、自賠法の目的である自動車事故被害者の迅速、確実かつ容易な救済を実現する手段として、直接請求権がきわめて重要な役割を果たしている。

さらに、任意自動車保険にも被害者の直接請求権が認められている⁴⁷⁾。しかし、自賠法上の直接請求権と比べて、任意自動車保険上の被害者の直接請求権の効力は相対的に弱い。自賠法は、免責事由(自賠法14条)、告知義務違反による解除(自賠法21条)、危険の変更(自賠法22条)などについて、その効力を被害者に対する関係で遮断し、被保険者が有する以上の権利を被害者に与えているのに対して、任意自動車保険はそのような規定を設けていない。

任意自動車保険において、その契約の締結はあくまで保険契約者の自由な意思に委ねられているという点から考えれば、被保険者が有する以上の権利を被害者に与えることはできない。

なお、自賠法上の被害者の直接請求権の成立時期は不法行為があったときと解され⁴⁸⁾、その消滅時効期間は2年である(自賠法19条)。また直接請求権に対する債務の履行期は履行の請求を受けたときから履行の責めに任ずると解される⁴⁹⁾。

5 加害者に対する被害者の損害賠償請求権

自動車事故の被害者は、加害者に対して、自賠法3条または民法709条もしくは715条に基づき損害賠償を請求することができる。そのうち、自賠法3条は、民法709条および715条の特則を定めたものと解されている⁵⁰⁾。自賠法による加害者の責任は民法によるそれとは違う。前者は、責任者を運行供用者に限定し、運行供用者自ら自動車を運転した場合、および他人をして自動車を運転させた場合の両方について、事実上の無過失責任を負わせているのに対して、後者は運転者および使用者を責任者とし、立証責任を被害者に負わせる過失責任主義を採っている。したがって、運行供用者が責任を負う場合、被害者は自賠法3条に基づいて損害賠償を請求するほうが容易である。

自賠法上、民法上とも損害賠償請求権は、不法行為の生じたときに成立し、それと同時に履行期が到来する。債務者の履行遅滞については、不法行為のときに履行期が到来し、同時に債務者は遅滞の責任を負うことになる。損害賠償請求権の消滅時効は、被害者が損害および加害者を知ったときから3年間行使しない場合は消滅し、また不法行為のときから20年を経過したときにも消滅する（自賠法4条、民法724条）。

四 最高裁判例における直接請求権と損害賠償請求権

以上では、任意自動車保険と違って、自賠法により制定された自賠責保険は被害者保護をその目的とし、加害者保護は単なる反射的な機能にすぎないと述べた。そのため、問題解決を図る際、被害者保護の目的をつねに重視する必要がある。しかし、現実には、必ずしもこの目的の徹底が行われていないと思われる。まず、最高裁の直接請求権と損害賠償請求権に関する三つの判例を見よう。

1 最高裁昭和39年5月12日第三小法廷判決（民集18巻4号583頁）

[事実の概要]

上告人 Y_1 (被告・控訴人)経営の会社に雇われている上告人 Y_2 (被告・控訴人)は、 Y_1 の所有する小型四輪トラックの運転手として業務に従事していた。昭和32年8月28日、 Y_2 はその業務中、飲酒運転し、被上告人 X (原告・被控訴人)に全治約3ヶ月を要する重傷を負わせた。そこで、 X は、本件事故は Y_2 の重過失にもとづくものであり、 Y_1 は Y_2 の使用人として賠償責任があるとして、 Y_1 、 Y_2 に対し連帯して各自50万円の慰謝料の支払を請求した。また、本件事故につき、昭和33年11月29日に X は自賠法により損害の査定を受けて7万1,690円を保険会社から受領したが、その際、同保険会社に対し「保険金額査定については異議なき旨の承諾書」を提出した。

第一審の山口地裁はこの承諾書の提出について、「自賠法第3条の損害賠償規定は民法第715条との関係においては特別法である。……従って当然蒙った右限度(自賠法が定めた保険金額=筆者注)の損害或は慰謝料に対しては民法の規定により賠償請求をなしうるものであって、たとえ自賠法における受給の際に、保険金の範囲内のみで異議申立をしない旨申出でていても、それは一般法たる民法上の請求権をも放棄したものと解することはできない。」と判示した。さらに、民法709条、715条により慰藉料として8万円の支払いも命じた。

Y_1 、 Y_2 は控訴して、仮に本件事故によって Y_1 、 Y_2 に損害賠償義務があるとしても、 X は保険会社から7万1,690円を受領し、その中には慰藉料も含まれているところ、その余の請求を放棄しているから、自動車保有者に対してはや請求し得ないと主張した。しかし、控訴審である広島高裁も、「元来自賠法によって、自動車事故にもとづく被害者側が加害者側から損害賠償を受け、次に賠償した加害者が保険会社から保険金を受け取る方法の外に、被害者および加害者双方の利便のため同法16条に従って被害者側から保険会社に直接一定の範囲内における損害額の支払いを請求しうる途が開かれた趣旨にてらし、保険会社から保険金の支払を受けた被害者は二

重に加害者から賠償を受け得ないこともろんであるが、右支払額の内容と抵触しない範囲で加害者に対し財産上または精神上の損害賠償を訴求することは妨げられないと解すべきであって特別の事情のない限り前記保険者に対する書面の提出により、これらの請求権をも放棄したものと認めることはできない。」と判示した。

Y₁、Y₂は上告し、自賠法16条1項の被害者の保険会社に対する請求権は、被保険者が被害者に賠償金を支払い、これを保険会社に請求するという同法15条の手續を簡略にし、被害者が被った損害を直接請求する法定の代位権またはこれに準ずる権利であって、Xがこの代位の法理に基づき同法16条の請求権を行使して7万1,690円を受領してその余の請求を放棄し、つまり請求権の一部を処分して、それによってY₁の同法15条による保険契約上の権利を消滅させた場合には、それによる不利益はXに帰すべきであり、したがって、代位者であるXが本人であるY₁に対する損害賠償請求権もまた消滅しているというべきであるとし、原判決には、自賠法の解釈を誤った違法があると主張し争った。

[判旨]

上告棄却。

「自動車損害賠償保障法（以下自賠法と略称する）は自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、一面自動車運送の健全な発達に資するとともに他面被害者の保護を図っていること並びに同法は自動車事故が生じた場合被害者側が加害者側から損害賠償を受け、次に賠償した加害者が保険会社から保険金を受け取することを原則とし、ただ被害者および加害者双方の利便のために補助的手段として、被害者側から保険会社に直接一定の範囲内における損害額の支払いを請求し得ることとしている趣旨に鑑みるときは、自賠法3条または民法709条によって保有者および運転者が被害者に対し損害賠償責任を負う場合に、被害者が保険会社に対しても自賠法16条1項に基づく損害賠償請求権を有するときは、右両請

求権は別個独立のものとして並存し、勿論被害者はこれがため二重に支払を受けることはないが、特別の事情のない限り、右保険会社から受けた支払額の内容と抵触しない範囲では加害者側に対し財産上または精神上の損害賠償を請求しうるものと解するのを相当とする。したがって特別の事情の認められない本件では、被上告人の前記書面の提出により、加害者側に対する請求権をも放棄したものとは認められないとして、被上告人の上告人らに対する本件損害賠償請求権を容認した原判決の判断は正当として肯認し得る。」

[コメント]

上告人は、保険者に対する被害者の直接請求が保険契約者の保険金請求権の代位行使であると主張し、直接請求権の性質を保険金請求権と位置づけようとしている。直接請求権の本質が保険金請求権であれば、被害者が自らその権利を放棄する以上、もはや更なる請求ができないという論理を採ったわけである。しかし、これに対し最高裁は「直接請求権は自賠法3条に基づく損害賠償請求権を行使するための補助的手段である。両権利は「別個独立のものとして並存」する。保険者に対する直接請求権につき被害者がその権利の一部を放棄しても、特別の事情のない限り、加害者に対する権利を放棄したことにはならない」と判示した。

2 最高裁平成元年4月20日第一小法廷判決(民集43巻4号234頁)

[事実の概要]

Aは、自分の所有する自動車に妻Bおよび子Cを同乗させ、運転中誤って海に転落し、このため、A、B、Cの3人とも死亡したが、死亡の前後関係は不明である(3人の間に相続が生じない)。この事故により、CはAに対し、自賠法3条の損害賠償債権を有し、AはCに対しその債務を負担するに至った。AとCの相続人が他にいないため、Aの子で、Cの異母姉妹であるX₁(原告、控訴人)とX₂(原告、控訴人、上告人)が各2分の1の割合によりAおよびCの権利義務を相続した。Aは事故自動車につき、

Y 保険会社（被告，被控訴人，上诉人）との間に自賠責保険を締結しており，そこでX₁とX₂はCの相続人として，自賠法16条1項に基づいて保険会社に対し直接請求権を行使したが，拒絶された。X₁とX₂は，本件では，損害賠償債権と債務が相続によって同一人に帰属しても経済的に意味のある場合と考えられ，民法520条但書の混同消滅の例外に該当すると主張して，Y に対して自賠法16条1項に基づく損害賠償額の支払いを求める訴訟を提起した。

第一審の札幌地裁および控訴審の札幌高裁とも，CのAに対する損害賠償債権とAのCに対する損害賠償債務とは混同により消滅し，自賠法3条の損害賠償債権が消滅した場合には16条の直接請求権を認められないと判断して，X₁とX₂の請求を棄却した。

これに対して，X₁は上に述べたのと同様の理由で上告した⁵¹⁾。

[判旨]

上告棄却。

「自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）3条による被害者の保有者に対する損害賠償債権および保有者の被害者に対する損害賠償債務が同一人に帰したときには，自賠法16条1項に基づく被害者の保険会社に対する損害賠償額の支払請求権は消滅するものと解するのが相当である。ただし，自賠法3条の損害賠償債権についても民法520条本文が適用されるから，右債権および債務が同一人に帰したときには混同により右債権は消滅することとなるが，一方，自動車損害賠償責任保険は，保有者が被害者に対して損害賠償責任を負担することによって被る損害を填補することを目的とする責任保険であるところ，被害者および保有者双方の利便のための補助的手段として，自賠法16条1項に基づき，被害者は保険会社に対して直接損害賠償額の支払いを請求し得るものとしているのであって，その趣旨にかんがみると，この直接請求権の成立には，自賠法3条による被害者の保有者に対する損害賠償債権が成立していることが要件となっており，また，右損害賠償債権が消滅すれば，

右直接請求権も消滅するものと解するのが相当であるからである。」

[コメント]

本件では、上告人は、損害賠償債権と債務が相続によって同一人に帰属しても経済的になお意味があり、これは民法520条但書の混同消滅の例外に該当するため、保険会社に対して、上告人が直接請求できると主張している。被害者が加害者に対する損害賠償請求権を有するときは、保険会社に対する直接請求権も存在し、損害賠償請求権がなければ、直接請求権も存在しないという判断を前提としていると思われる。これに対して、最高裁は、本件は民法520条但書の混同消滅の例外に当たらないと判断し、自賠責保険は損害保険である、直接請求権は被害者および保有者双方の利便のための補助的手段である、直接請求権の成立には、自賠法3条に基づく損害賠償請求権の成立を前提要件としている、という理由で、損害賠償請求権が消滅すれば、直接請求権も消滅すると判示した。判決の理由から見ると、その損害賠償請求権が消滅すれば、直接請求権も消滅するという大前提の理論的根拠は、実は、上告人のそれと同じであり、ただ、損害賠償債権と債務が相続によって同一人に帰したとき、それは民法520条但書の混同消滅の例外に当たるという上告理由に対し、最高裁は当たらないと判断したものである。

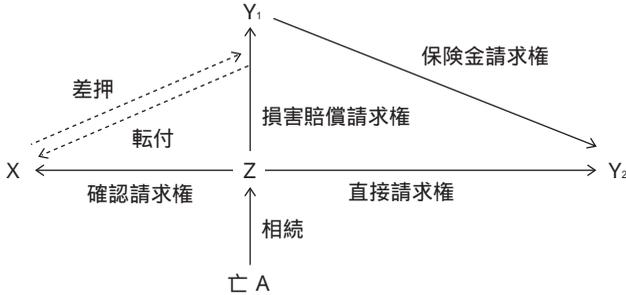
3 最高裁平成12年3月9日第一小法廷判決 (民集54卷3号960頁)

[事実の概要]

(本件においては当事者の請求による事実関係が複雑であり、図を含めて、本稿の検討対象である直接請求権と損害賠償請求権との関係に関わる事実のみを紹介する)。

Y₁は運転中誤って、その自動車が対向車線に進入したため、同車線を直進してきたAの運転する乗用車と衝突し、Aを死亡させた。Y₁は、加害車両につき、Y₂(農協)との間で自動車損害賠償責任共済契約(以下、自賠責共済契約という)および自動車共済契約(共済金額無制限)を締結して

自動車損害賠償保障法における被害者の直接請求権と損害賠償請求権（岳）



- Y₁ 被告，控訴人，上告人兼被上告人，交通事故加害者，被保険者
- Y₂ 被告，控訴人，上告人兼被上告人，共済者
- A 訴外，交通事故被害者
- Z 当事者参加人，被控訴人，被上告人，Aの相続人
- X 原告，被控訴人，被上告人兼上告人，Zの差押債権者

いた。本件事故後，Aの妻子はY₂から自賠責共済契約に基づき644万5063円の固有の慰謝料の支払を受けた。なお，Aの妻子全員が相続を放棄しており，Aの母ZはAの唯一の相続人としてAの権利義務を単独承継した。

XはZの債権者であり，Zに対して確定判決に基づく4000万円の債務名義を有していた。また，XはZのY₁に対して有する本件事故による損害賠償請求権のうち，4000万円についての債権差押および転付命令を取得し，この命令はY₁とZに送達されて確定した。

そこで，XはY₁に対して自賠法3条に基づき，弁護士費用400万円を含む4400万円及び送達を受けた翌日から支払済に至るまでの遅延損害金の支払いを求め，またY₂に対し，選択的に，(ア)自動車共済契約の約款23条所定の共済金の直接請求権に基づき，または(イ)自動車共済約款18条に基づいてY₁がY₂に対して有する共済金請求権を代位行使するものとして，更に予備的に，(ウ)自賠法23条の2の準用する同法16条1項の責任賠償金の支払請求権に基づき，XとY₁との間の判決の確定を条件に，Y₁と同額の損害賠償金の支払を求めて提訴した。

一方、Zはこの訴訟に独立当事者参加をし、Y₁に対しては自賠法3条に基づき、またY₂に対しては自賠法16条1項に基づき、いずれもAの逸失利益及び慰謝料に相当する損害賠償金2590万4937円(自賠責共済契約に基づく死亡保険金3000万円からAの妻子に対し支払われた固有の慰謝料としての責任賠償金644万5063円を控除した額に弁護士費用を加えた額)を求め、それとともに、Xに対しては、ZがY₁及びY₂に対し2355万4937円(前記損害賠償金から弁護士費用を控除した金額)の支払請求権を有することの確認を求めた。

本稿の検討対象となるのは、このZのY₂に対する請求のうち、自賠法16条1項に基づき責任賠償金の支払を求める部分の2355万4937円と、ZのXに対する確認請求の対象となる2355万4937円の支払請求権である。

原審(福岡高裁那覇支判平成9年1月28日)は、本件事故によるAの損害額を4536万2235円と認定した。または本件転付命令により4000万円の限度でZのY₁に対する損害賠償請求権がXに移転したことを前提に、XのY₁に対する請求は756万2235円(Aの損害額4536万2235円からXに転付された4000万円を控除した額に弁護士費用220万円を加える合計額)を認容し、XのY₂に対する請求は2575万4937円(保険金額3000万円からAの妻子に支払われた644万5063円を控除した残額に弁護士費用220万円を加える合計額)を認容した。Xとの関係では、ZのY₁、Y₂に対する前記金額の請求権を有することを確認した。これに対して、Y₁らとXとはそれぞれ上告した。

最高裁はZのY₂に対して有する責任賠償金の支払請求、及びZのXに対する確認請求のうち、ZがY₂に対して有する責任賠償額の支払請求権の確認請求に関して、原判決には法令の解釈適用を誤った違法があるとした。

[判旨]

上告一部棄却、原判決一部破棄自判(補足意見及び反対意見がある)。

「交通事故の被害者の保有者に対する損害賠償請求権が第三者に転付された後においては、被害者は転付された債権額の限度において自賠法16条1項に基づく責任賠償金の支払請求権を失うものと解するの

が相当である。けだし、自動車損害賠償責任保険は、保有者が被害者に対して損害賠償責任を負担することによって被る損害を填補することを目的とする責任保険であり、自賠法16条1項は、被害者の損害賠償請求権の行使を円滑かつ確実なものとするため、右損害賠償請求権行使の補助的手段として、被害者が保険会社に対して直接に責任賠償金の支払を請求し得るものとしているのであって（最高裁昭和60年（オ）第217号平成元年4月20日第一小法廷判決・民集43巻4号234頁参照）、その趣旨にかんがみれば、自賠法16条1項に基づく責任賠償金の支払請求権は、被害者が保有者に対して損害賠償請求権を有していることを前提として認められると解すべきだからである。

したがって、ZのY₂に対する自賠法16条に基づく責任賠償金の支払請求金額は、Aの損害額の4756万2235円からXに転付された4000万円を控除した残額756万2235円であり、ZのY₂に対する確認請求の金額もこの限度である。」

小野裁判官の反対意見は次のようである。

「自賠法18条が直接請求権の差押えを禁止したのは、交通事故の被害者の生活を保障するためには損害賠償金が現実に被害者に支払われることが必要であるところから、保険金の範囲内については、被害者がその損害のてん補を現実に受ける利益を被害者の債権者の債権回収の利益に優先させようという政策的考慮に基づくものと解される。

……直接請求権が損害賠償請求権の存在を前提とすることから、直ちに損害賠償請求権についての転付命令の確定により被害者が直接請求権を失うと解することはできない。すなわち、自賠法18条の差押禁止の趣旨は、前記のように被害者の利益を差押債権者の利益に優先させることにあるのであって、もし多数意見のように損害賠償請求権の差押え、転付により被害者は直接請求権を失うと解するとすれば、差押債権者の利益を被害者の利益に優先させる結果となるが、そのような解釈は、直接請求権の差押えを禁止した法の趣旨を没却するものとい

わざるを得ない。確かに、損害賠償請求権が差押債権者に転付された場合には、転付の効果として、被害者は転付された債権と同額の差押債権者に対する債務が消滅するという経済的利益を受けるが、債務の消滅という利益は現実の財貨の移転を伴わない利益にすぎないから、被害者が右の利益を受けたことを持って現実に損害のてん補を受けた場合と同視することはできない。したがって、自賠法18条の立法趣旨にかんがみれば、損害賠償請求権が差押債権者に転付された後においても、被害者はなお直接請求権を行使し得ると解すべきである。……このように解するときは、直接請求権と損害賠償請求権とが並存することとなり、右請求権がそれぞれ行使された場合の法律関係について困難な問題が生ずることは避けられない。しかし、このような事態が生じるのは、自賠法が直接請求権の差押えを禁止する一方、損害賠償請求権の差押えを許容していることによるものであって、やむを得ないものというべきであり、右法律関係についての問題は別途解決されるべきである。多数意見のように解するときは、交通事故の被害者の加害者に対する損害賠償請求権について差押命令と共に転付命令を取得することによって自賠法18条の差押禁止の趣旨を潜脱することを正面から肯定し、同法1条の被害者保護の要請を捨象することになりかねない。

小野裁判官の反対意見に対して、藤井裁判官は次のように補足意見を述べている。

「……直接請求権は、保有者に対する損害賠償請求権を補完する役割を持つものであり、後者が消滅すれば前者も消滅するが、このことは、後者が転付命令により他に移転し被害者がこれを有しなくなったときも同様であると解すべきである(後者の任意譲渡の場合もまた然りである。)。被害者が損害賠償請求権を有しなくなった以上、その履行を簡便に確保するための補助的手段である直接請求権を失うとしても、被害者に格別の不利益はない。もしそうでないとすると、被害

者は、転付命令の効果として執行債権が消滅するという利得をした上に、直接請求で損害賠償額を取得するという、二重の利益を得てしまうことになる。また、被保険者である保有者の立場から見ると、被害者が先に直接請求権を行使してしまった場合には、保有者が転付債権者に転付債権の弁済をしても、もはや保険会社から保険金の支払を受ける余地がないという、甚だ不都合な結果が生じる。……自賠法18条が直接請求権の差押えを禁止するのみで損害賠償請求権の差押えについてなら言及していない以上、多数意見のような帰結にならざるを得ず、これが同条の下における被害者保護の限界である。反対意見のように直接請求権と損害賠償請求権との並存を認めると、被害者による直接請求権の行使が先行したときは、被害者と転付債権者との間は無当利得の法理により調整を図る必要が生じるが、こうした事後処理を残すこととなるような解釈は採るべきではないと考える。」

[コメント]

本件判決は、前記最判平成1・4・20の判旨を引用し、自賠責保険は責任保険である、直接請求権は損害賠償請求権を行使するための補助的手段である、直接請求権は、損害賠償請求権の存在を前提とする、という理由で、被害者の損害賠償請求権が第三者に転付された後、被害者は転付された債権額の限度において直接請求権を失うと判示した。しかし、本件判決は全員一致ではなく、反対意見を述べる小野裁判官は、自賠法18条の趣旨および被害者の現実の救済の必要性を強調し、損害賠償請求権が転付されて、被害者がそれを喪失しても、なお直接請求権を行使できると主張した。これに対し、藤井裁判官は直接請求権の補助性を重視する立場から、もし直接請求権と損害賠償請求権との並存を認める場合、残される事後的処理の不都合を加えて、多数意見の正当性を強調している。

五 最高裁判例の捉え方

1 学説の評価

(1) 昭和39年判決

直接請求権と損害賠償請求権との関係をめぐる以上の三つの最高裁判例について、昭和39年判決には、学説はほぼ賛成し⁵²⁾、平成元年判決に対しては、反対する説が多数を占める⁵³⁾。そして平成12年判決に対しては、学説が分かれているが、反対説が多いように思われる⁵⁴⁾。これらの判決の結果を見れば、昭和39年判決は被害者に有利になり、平成元年及び平成12年判決は被害者に不利になるのである。

昭和39年判決は、直接請求権の性質は保険金請求権ではなく、損害賠償請求権であると明言した上で、直接請求権は損害賠償を請求するための補助的手段であるゆえ、両者は「別個独立のもの」であり、直接請求権に関する一部の免除は損害賠償請求権に影響を与えないという被害者に有利な結論を判示した。しかし、このような結論になる理論的根拠として、それは責任保険契約から論理的に演繹したものであり、被害者保護になっているのは偶然そのような結果になっているのか、それとも、最高裁は、自賠法1条の被害者保護という第一義的な目的を意識して、被害者保護という結論を導いたのか、必ずしも明らかではない。

これに関して、直接請求権の補助的手段性に着目して、それは損害賠償請求権に附従する権利であり、その成立のみならず、存続も後者の成立と存続に決定的に依存するものであると考え⁵⁵⁾、直接請求権と損害賠償請求権との関係を連帯保証とする学説がある⁵⁶⁾。この見解によれば、民法458条による437条の準用によって、連帯保証人である保険者に対する債務免除が主たる債務者である加害者の利益のためにもその効力を生じることになり、昭和39年判決は理論上、被害者の請求を棄却すべきであるが、これと異なる判示をしたのはもっぱら被害者保護のための政策的な判断という

ことになる⁵⁷⁾。

この見解に対し、判旨のいう「別個独立」のものという両権利の関係を徹底し、その「別個独立のもの」の意味を、加害者に対する損害賠償請求権が発生した限りで、直接請求権が発生し、両者は一旦発生した後で、それぞれ別個に確定しうるもので、相互に影響を及ぼさない「別個独立」なものであると捉える説がある（本稿は便宜のため、このような理解を「完全別個独立」と呼ぶことにする⁵⁸⁾）。この見解からすれば、直接請求権の補助的手段性は決定的な理由にはならず⁵⁹⁾、昭和39年判決は政策に基づく判断ではなく、両権利の法律的な関係から、そもそも被害者保護の結論に到達すべきであると思われる。

ただ、昭和39年判決において、その「別個独立」性から直ちに両権利は「完全別個独立」のものに読み替えられるものかどうか、判旨自体は必ずしも明確ではない。直接請求権の損害賠償請求権に対する強い依存性から、同判決のいう「別個独立のもの」はただ直接請求権の免除は損害賠償請求権に影響を与えないということにとどまる、という理解も可能であり、「先に被害者が加害者に対して賠償請求権を一部放棄したときは、それが直接請求……に影響を及ぼすことは避けられないのであって、本判決は、このことを否定するものではない⁶⁰⁾、その意味では、両権利は「全く別個の権利とはいえない」といわれる⁶¹⁾。ただ、法律上の関係はもともと、経済的には、両者はともに被害者への賠償という目的を実現するための手段であって、一方の賠償が得られれば、その限度で他方の賠償が得られなくなり、その意味で両者は「補完的關係」にあるということには疑いがない⁶²⁾。

このように、昭和39年判決はその結論自体は被害者保護という自賠法の目的に即しているから、判決に至るまでのアプローチに関する議論はあるものの、その結論に反対する意見は見当たらない。しかし、結局、最高裁が、この判決で自賠法の目的である被害者保護を積極的に意味づけて判断したのか否か、明確にはなっていない。このような曖昧な理論構成のため、

平成元年および平成12年判決において大きな論争がもたらされることになった。

(2) 平成元年判決

平成元年判決は、昭和39年判決と同じく直接請求権と損害賠償請求権に関する問題ではあるが、両者の事案は正反対である。昭和39年判決は、直接請求権の消滅は損害賠償請求権に影響を与えるか否かという問題を扱ったのに対し、平成元年判決は、相続に基づく混同により、損害賠償請求権が消滅する場合、その消滅は直接請求権に影響を及ぼすか否かという問題を扱う事案である。また、直接請求権の補助的手段性という理由は、昭和39年判決では、直接請求権の免除が損害賠償請求権に影響を与えないという被害者に有利な判決を導いたが、平成元年判決では、そこから直接請求権の成立には、自賠法3条に基づく損害賠償請求権の成立を前提要件とするとした上で、相続に基づく混同による損害賠償請求権が消滅すれば、被害者の相続人の有する直接請求権も消滅する、と判示した。これを一般化すると、損害賠償請求権が消滅すれば、被害者(側)の有する直接請求権もその限りで消滅するという結論に導くことになり、被害者に不利な結果になる。

これは、前述したように、直接請求権と損害賠償請求権との関係をその成立においてのみ、前者が後者に依存し、一旦成立すれば、前者と後者は「完全別個独立」のものであると解する説からすれば、平成元年判決は昭和39年判決を覆すことになる⁶³⁾。

これに対し、あくまでも直接請求権の補助性を重視し、直接請求権はその成立、存続とも損害賠償請求権に強く依存すると解する見解からすれば、平成元年判決は昭和39年判決以後の基本形を崩しておらず⁶⁴⁾、「当然の帰結」であるともいえる⁶⁵⁾⁶⁶⁾。一般的には、この見解に立つと、損害賠償請求権が消滅すれば、それに依存する直接請求権も消滅し、判決と同じく被害者保護に欠ける結論になる。ところが、この立場に立ちつつも、自賠法1条の被害者保護の目的を重視し、平成元年判決においては、損害賠償請

求権が混同によっても消滅しないという法解釈論を展開し、その上で、被害者が直接請求権を行使できるという見解が主張されている。すなわち、民法509条の趣旨から、混同によっても損害賠償請求権を存続させることには（特別の経済的）意義があることを認め、よって直接請求権がなお存続し、これを行使できるという見解である⁶⁷⁾。ただ、保有者が被害者を相続した場合については、大村教授は、信義則違反として⁶⁸⁾、丸山氏は権利濫用として⁶⁹⁾、混同により消滅すると主張している。

(3) 平成12年判決

平成12年判決に対して、前述したように反対説が多く見られるが、賛成説も少なくなく、学説はまさに対立の状態になっている。平成元年判決の事案は被害者において混同による損害賠償請求権の消滅が直接請求権に影響を及ぼすか否かの問題であり、判決と同様な理論に立っても、例外として混同によって損害賠償請求権が消滅しないという理論構成で直接請求権の行使を認めることが可能である。これに対して、平成12年判決は、損害賠償請求権が転付され、それを有しない被害者になお直接請求権が存続するかという問題であり、この場合、被害者（側）は損害賠償請求権を失っているが、損害賠償請求権は転付され、それ自体はなお存在し、消滅したわけではない。したがって、平成12年判決においては、被害者に損害賠償請求権がなお存在するという例外の可能性が存在せず、平成元年判決で、例外的構成を主張した説は、平成12年判決においては、それを引き続き主張できず、逆に積極的に直接請求権の存続を認めないという結果を支持することとなった。

このように、平成12年判決に賛成する説は、主に直接請求権の補助性、つまり責任保険契約の論理を重視し、責任保険の論理構造上、直接請求権は、加害者に対する被害者の損害賠償請求権の成立と存続を前提要件として、成立し存続する。損害賠償請求権が主であり、直接請求権は従であり、よって、主たる損害賠償請求権が消滅すれば、従たる直接請求権も当然に消滅する、という平成12年判決と同様な理論に立っている⁷⁰⁾。また、この

理論構成に対しては、最高裁は、昭和39年判決以後、平成元年判決を経由して平成12年判決に至るまで、つねにこのような論理を採っており、その判断は明確で、前後一貫していると解されている⁷¹⁾。もし、反対意見を採ると、藤井裁判官の言うように、被害者による二重の利得の恐れがあり、そのため、煩雑な事後処理が必要になるので⁷²⁾、反対意見は妥当ではなく、判例は法的安定性を考慮したものと評価できる⁷³⁾。

しかし、この論理は責任保険の一般的な理論構造の見地から論述しているが、自賠法は社会保障的な性格を有し、その第一義の目的は被害者保護であることは前述したとおりであって、自賠法に関する問題を検討する際に、この見地も十分に考慮に入れる必要がある。この点に関し、賛成説は「自賠法は、被害者の保護を絶対的な価値を持つものとはせず、むしろ、不徹底ではあるが、自賠法制定前の被害者の貧弱な保護態勢を改善することを目指したものと考えるので、この点に現行法の下での被害者の保護の限界があると認めるべきであり、反対意見は、現行自賠法の法解釈論を越えた立法論的解釈と評価すべきである」と自賠法の趣旨を分析し⁷⁴⁾、その被害者保護の目的が責任保険契約の論理により制約されていることを強調する。

これに対し、反対説は真正面から反論した。確かに自賠責保険も責任保険であるが、自賠法には一般的な責任保険に見られない被害者保護に関する特別の規定が設けられており、自賠責保険に関する問題を責任保険一般におけるのと同様に扱うことは、必ずしも妥当ではない⁷⁵⁾。そして、最高裁判例の論理からすれば、被害者の債権者は、直接請求権が存在する以上、その前提となる損害賠償請求権を差し押さえることによって、直接請求権をつねに消滅させることができることになる⁷⁶⁾。これは、小野裁判官の反対意見が指摘するように、被害者は、執行債権の消滅という利益を得るものの、損害賠償額の支払を受けることができず、直接請求権の差押禁止の保護を実質的に奪われることになって、自賠法18条による直接請求権の差押禁止は事実上空洞化する。やはり同条は、債権者の満足よりも被害者に

生計の資を確保させることを優先させるという政策的考慮に基づく規定であると解されるべきであって⁷⁷⁾、平成12年判決は同条の立法趣旨と調和していないと言わざるを得ず、自賠法との整合性に問題がある⁷⁸⁾。藤井裁判官は「自賠法18条が直接請求権の差押えを禁止するのみで損害賠償請求権の差押えについてなんら言及していない以上、多数意見のような帰結にならざるを得ず、これが同条の下における被害者保護の限界である」と述べている。この立場は、反対説によれば民法上の損害賠償請求権一般の差押禁止にまで及び、きわめて困難な問題を惹起するという理由によると考えられるが⁷⁹⁾、被害者保護を制限する理由としては疑問が残る。

また、具体的に事案を分析すると、平成12年判決は被害者が死亡したケースで、判決の結論はその限りではよいかもしれないが、もし被害者が重度障害となった場合、損害賠償請求権と直接請求権のいずれも行使できず、被害者が生活保護を受ける手段しか有しないこととなり、被害者には酷である⁸⁰⁾。同判決の結論を一般化すると、経済的に貧しい状態にある被害者が交通事故によって重傷を負ったという最も保護を要する場合に、債権者の転付命令により、直接請求権を失うのに対し、逆にそのような状態にない被害者は直接請求権による手厚い保護を受けることになる、という不平等を生じさせるといわざるを得ない⁸¹⁾。

(4) ま と め

昭和39年判決後、損害賠償請求権と直接請求権の関係につき、最高裁は損害賠償請求権が直接請求権の「前提に過ぎない」（最判昭和47・5・30民集26巻4号898頁）と判示した。昭和39年判決においては、損害賠償請求権に対する直接請求権の補助性が強調されたが、上記昭和47年判決によって、両者の重点の置き方が逆転させられたと解されている。すなわち、最近のこの考え方を推し進めるならば、「損害賠償請求権への直接請求権の依存性の意味を、後者は前者の発生にのみ依存するということであるというように制限して考えることも不可能ではない」⁸²⁾、直接請求権は損害賠償請求権の成立のみに依存するという考え方となる。反対説は、両権利の

関係を、あるいは「完全別個独立」のものである⁸³⁾、あるいは「連帯債務」である⁸⁴⁾、あるいは「不真正連帯債務」である⁸⁵⁾、と解釈して、直接請求権の損害賠償請求権との連動性を遮断し、被害者が損害賠償請求権を喪失しても、なお直接請求権を行使できるという自賠法の被害者保護の目的を達成させようと主張している。

「完全別個独立」説に立てば、直接請求権は損害賠償請求権の成立のみに依存し、その後は別個独立の権利として存在するため、いうまでもなく損害賠償請求権が転付されても、直接請求権に何ら影響を与えることがない。連帯債務説は一部の連帯債務者に対する債権を差し押さえて転付命令を得ても、他の連帯債務者に対する債権は存続するのであり⁸⁶⁾、この転付命令は他の連帯債務者には効力を生じない⁸⁷⁾と説明して、損害賠償請求権が転付されてもなお直接請求権が存在すると主張している。不真正連帯債務説の場合、不真正連帯債務の効果に従い、すなわち、債務者の一人について生じた事由が他の債務者に影響を及ぼさないことによって⁸⁸⁾、不真正連帯債務相互間には附従性も随伴性もなく、損害賠償請求権が転付されても、他方の直接請求権に何ら影響を与えるものではないと解している⁸⁹⁾。

このように、最高裁の三つの判決に対して、昭和39年判決が被害者保護という自賠法の目的を達成するために政策的な判断を行ったと見る連帯保証説を除けば、ほとんどの学説は、最高裁は責任保険契約の論理を徹底し、三つの判決とも直接請求権は損害賠償請求を行うための補助的なものであり、損害賠償請求権の成立および存在に依存するという立場から、損害賠償請求権が消滅すれば、直接請求権も消滅するという結論を導いたと理解されている。昭和39年判決は被害者保護の結論になっているが、最高裁は積極的にそのような判断を行ったのではなく、偶然に責任保険契約の論理を用いて、この結論になったにすぎない、と思われる。自賠法の目的から三つの判決を見れば、納得できる判決とは言いがたい。学説は、これらの最高裁判決が自賠法の被害者保護の目的を軽視していると見て、さまざまな論理を展開し、平成元年判決および平成12年判決に反対しているのは上

述のとおりである。

2 反対説の検討

昭和39年，平成元年，平成12年の三つの最高裁判決の理論構成は多くの学説と同様に，私見によっても，終始一貫していると評価できる。しかし，このような一貫性はあくまでも責任保険契約としての論理であり，最高裁はもうひとつの視点，つまり自賠責保険の社会保障性を十分に考慮していないと思われる。冒頭に述べたように，自賠法は被害者保護をその第一義的な目的とし，一般的な責任保険契約には見られない特殊な規定をいくつも有していることがこの点を証明している。平成元年判決，平成12年判決に反対する多くの学説も，この原点から出発している。

しかし，各学説の理論構成は，被害者保護に資する結論を全体として整合性のある形で提出しうるものか，なお，検討を要する。

(1) 連帯保証説

連帯保証説は，最高裁のいう直接請求権の補助性を重視し，直接請求権は損害賠償請求権に附従するものであり，保険者の損害賠償額の支払義務は，保有者の損害賠償義務を主債務とする連帯保証債務であるという。もっとも，自賠法15条，16条によれば，保険者は直接請求権の行使に対し，催告や検索の抗弁権を有するとは解されない。この説は直接請求権の附従性のみを重視して，責任保険としての自賠責保険の構造を軽視したように思われる。

連帯保証の場合，連帯保証人が債務を弁済したとき，普通の保証と同様に，主たる債務者に対して求償権を取得することになるが⁹⁰⁾，自賠責保険においては，保険者は損害賠償額を支払った後，なお保険契約者（被保険者）に求償することはない。これは自賠責保険のみならず，すべての責任保険契約においても同様である。なぜなら，もし求償権が認められたら，保険保護がないのと同じ結果になり，保険契約者は保険契約を締結する意味がなくなるからである。

また、連帯保証説においては、主たる債務が転付されたら、保証債務も随伴することになるはずである。一般的には、被転付債権に従たる権利は、転付に随伴すると解されており⁹¹⁾、そのため、連帯保証説に立てば、損害賠償請求権が差押えられ、転付される場合、直接請求権も被害者から差押債権者に移転するという結果になり、これは直接請求権に対する差押禁止を規定する自賠法18条に反する。

さらに、昭和39年判決を分析すると、この説では、確かに最高裁が被害者に有利な判決を下したのは政策的な判断といえる。しかし、連帯保証説の立場によれば、主たる債務である損害賠償債務が消滅すれば、保証債務である保険者の損害賠償額の支払債務も消滅するという結論になり⁹²⁾、被害者保護の目的が貫かれるとは限らない。例えば、平成元年判決においては、もし混同によって損害賠償債権が消滅するという前提に立てば、この説では直接請求権も消滅することになり、昭和39年判決のような被害者保護のための政策的判断さえできなくなる。

(2) 連帯債務説

連帯債務説では、平成12年判決において、前述したように、損害賠償請求権が差押えられ、転付されてもなお直接請求権が存在すると主張することが可能であり、自賠法の目的である被害者保護につながる。それでは、昭和39年判決および平成元年判決の事案においてはどうか。

債権者が連帯債務者の一人に対しその債務を免除したときは、その債務者の負担部分について、他の債務者も債務を免れる(民法437条)。民法のこの規定に関して、一部免除される場合は、学説の見解が分かれている。しかし、通説、判例は一部を免除する場合を含め、債権者が連帯債務者の一人に対して債務を免除する場合、債権者の意思を「その債務者に対しては請求しない、というだけで、他の債務者に対しては依然として全額を請求する趣旨である」と解釈している⁹³⁾。これによれば、昭和39年判決においては、保険者の損害賠償額の支払債務を一部免除しても、なお加害者に全額の損害賠償を請求でき、平成12年判決の事案と同じく被害者保護の目

的が達成できる。平成元年判決においては、混同による消滅を認めるかどうかとも関係し、消滅を認めなければ、直接請求権がなお存続し（民法440条）、消滅を認めるとすれば、直接請求権が消滅することになる（民法438条）。このように、連帯債務説に立てば、混同による消滅の議論を除けば、結果としてはほぼ被害者保護の目的を果たせる。

ところが、連帯債務の場合、連帯保証と同様に、一人の連帯債務者が債権を弁済したときは、その債務者は、他の債務者に対してそれぞれの負担割合に応じた額を求償でき（民法442条1項）、さらに、負担部分を越えた弁済をしたときに求償できるのではなく、一部の弁済でも負担部分の割合で求償できると解される⁹⁴⁾。しかし、既述のように、保険者と加害者である被保険者との間にこのような事情は生じえず、連帯債務説は理論的には無理であろう。

（3）不真正連帯債務説

不真正連帯債務の効果として、債務者間の関係に関して、債権を満足させるものは絶対的効力を生じるが、その他はすべて相対的効力を生じるとどまると解され、被害者の保護をより厚くしている。求償権についても、従来の通説によれば、一般に、不真正連帯債務において求償権は認められないと解されている⁹⁵⁾。現在では不真正連帯債務説においても求償権を認めるべきであるという説が有力になっているが⁹⁶⁾、それは被害者に賠償した者が自己の負担すべき額を越えて弁済する場合に限られている。しかし、保険者は保険金額を超える金額を支払うことはないから、保険者を不真正連帯債務者と解する場合に、従来の通説のいうとおり、求償権が認められることはないだろう。

したがって、不真正連帯債務説の立場に立てば、三つの最高裁判決の事案において、すべて被害者保護を重視した結論が得られることになる。

不真正連帯債務説および連帯債務説に立つ場合、被害者保護の観点から、損害賠償請求権と直接請求権との関係を上述のように理解することによって、確かに被害者に有利な結論が得られるが、しかし、なぜ両権利の関係

がこのように解釈できるのか、つまり両者の関係について積極的な説明ができていないと思う。西島教授は、保険者は責任保険契約の締結により、加害者に対し、責任免脱給付を引き受けるため、このような保険契約を「並存的債務引受契約」と解釈し、損害賠償請求権と直接請求権との関係を並存的債務引受と見て、両者は被害者に対し不真正連帯債務を負担するという結果になると説明している⁹⁷⁾。これによって、一見両権利の關係の積極的な説明ができていように見えるが、なぜ両権利の關係を履行の引受とは解釈できないのかという疑問に対しては、そうなると被害者の直接請求権の取得を説明できないという消極的な説明のみで、両権利の關係について十分な説明にはなっていないのではないと思われる。また西島教授は、このように解釈しても、直接請求権の損害賠償請求権に対する依存性を強調し、損害賠償請求権が時効消滅したときは、直接請求権も消滅すると主張しているが⁹⁸⁾、そうすると不真正連帯債務の効果と矛盾する結果になるように思われる。

(4) 完全別個独立の権利説

この説は、直接請求権がその成立においてのみ損害賠償請求権に依存するが、その後、両者の關係は遮断され、別々に存続できると解する。いうまでもなく、この説に従えば、混同による消滅の問題、求償権の問題など一切問題にはならず、平成元年・平成12年判決については、いずれも反対の結論をとることになり、いかなる原因で損害賠償請求権が消滅しても、なお被害者が直接請求権を行使できるという結論に導く。

ところが、この説を徹底すれば、いかなる理由で損害賠償請求権が消滅しても、直接請求権はなお存続するという結論になる。これは被害者保護の目的の達成に一番徹底した法理論と考えられる⁹⁹⁾。最高裁の三つの判決の事案においてはそれでよいかもしれない。確かに自賠法の問題を解決する際に、つねにその被害者保護の目的を最優先に考えなくてはならないが、自賠責保険は責任保険契約をその基礎としているため、自賠法の目的・精神を実現させるためには、その責任保険契約性から完全に離脱することは

無理があろう。

したがって、完全な別個独立権利説はその自賠法の精神を最も重視しているといえるが、自賠法の責任保険契約性を無視し、「自賠法の精神である被害者保護の観点から、直接請求権は無因債権であり、損害賠償請求権の消長とは一切関係がないと解することは、飛躍があり、いささか情緒的な解釈ではないか」という批判¹⁰⁰⁾を免れないであろう。

3 私 見

(1) 最高裁と学説の極端性

自賠法はその与えられた社会保障の役割と責任保険契約による構成という二つの側面を持っている。したがって、自賠法における損害賠償請求権と直接請求権との関係をどう捉えるべきか、という問題に関して、二つのアプローチが並存している。あくまでも自賠責保険の責任保険契約性を重視して、直接請求権が損害賠償請求権に強く依存すると解釈するか、それとも自賠法の社会保障性を重視して、両権利の存続関係が遮断されていると解釈するか、ということである。判例は前者を採っており、いかに被害者の保護という立法目的を重視すべきであるとはいえ、直接請求権は損害賠償請求権の成立・存続に依存し、損害賠償請求権が消滅した、あるいは被害者がそれを失ったとすれば、被害者はもはや直接請求権を行使することができないと判断している。この立場からすれば、昭和39年、平成元年、平成12年の各判決は前後一貫していると評価できるだろう。これに対し、学説の多くは、後者の立場に立っている。すなわち、自賠責保険契約は責任保険契約とはいえ、それを一般的責任保険契約と同視することができず、自賠法の被害者保護の目的およびそれを実現するための様々な特別規定から、自賠法の精神を尊重する、被害者保護になる結論を導く傾向がある。

私見は判例の立場に反対する。最高裁判例の立場を突き詰めれば、いかなる場合においても、被害者が損害賠償請求権を喪失すれば、もはや直接請求権を行使できず、被害者の保護に欠けることになる。自賠責保険は責

任保険とはいえ、一般的な責任保険と同視すべきではなく、自賠法の第一義的な目的である被害者保護を最大限に達成させなくてはならないと考えるべきである。判例はこの点を軽視しているように思われる。連帯債務説、不真正連帯債務説および完全別個独立の権利説はともにその趣旨に従い、最高裁判例の立場に反対し、被害者保護の結論を導くために努力していることは積極的に評価されるべきであろう。しかし、私見はこれらの説の結論に賛成するが、理論構成についてはなお検討を要すると考える。なぜなら、これらの説は自賠責保険の目的を重視しているが、逆に自賠責保険契約の責任保険性を十分に考慮していないからである。

思うに、自賠法の被害者保護の目的は堅持しなければならず、このため、場合によっては直接請求権と損害賠償請求権との関係を遮断すべきである。しかし、自賠責保険は責任保険であるゆえに、責任保険としての基本的枠組みを維持される限り、責任保険契約の論理から最低限の制約を受けざるをえない。したがって、直接請求権と損害賠償請求権との関係を遮断するためには、二つの条件を満たさなければならないと考える。一つは、加害者に損害が生じることである。自賠責保険は責任保険であり、被保険者である加害者に損害が観念されなければならない。その前提として被害者の損害賠償請求権が必要であり、加害者の保険金請求権もそれにもとづいて発生する。少なくともこれらの権利が発生しなければ、被害者の直接請求権も生じないはずである。第二は、直接請求権と損害賠償請求権の二つの権利の関係が遮断された結果として、被害者が保護されることになることである。両権利の関係を遮断する目的は、自賠法の精神に沿い、できれば被害者に最大限の保護を与えることである。そして、ここでいう被害者の保護とは、前述したように、被害者が「現実の救済」を受けなければならないという意味であり、法律関係の変動によってもたらされた利益は「現実の救済」とはいえない。この意味で、平成12年判決における藤井裁判官の補足意見にいう「……被害者は、転付命令の効果として執行債権が消滅するという利得をした上に、直接請求で損害賠償額を取得するという、二

重の利益を得てしまうことになる。」という見解には賛成できず、小野裁判官の反対意見が述べる「……被害者は転付された債権と同額の差押債権者に対する債務が消滅するという経済的利益を受けるが、債務の消滅という利益は現実の財貨の移転を伴わない利益にすぎないから、被害者が右の利益を受けたことを持って現実に損害のてん補を受けた場合と同視することはできない。」という理解が正当であると考える。しかし、被害者の「現実の救済」とはいえ、被害者に損害以上の「現実の救済」を与える必要がなく、被害者は損害を蒙ることにより、二重の利益を得ることはできない。言うまでもなく、これは損害保険契約に内在的な原則でもある（藤井裁判官の意見もこの原則に従うものであり、この限りで正しいが、平成12年判決の事実において、被害者は二重の利得を得ていないと解すべきである）。

ところで、不真正連帯債務説、完全別個独立の権利説等の論理を徹底すれば、経済的な補完的關係を除いて、いかなる場合においても、直接請求権は損害賠償請求権の変動・消滅に影響を受けないという結論になる。しかし、両権利の関係をこのように解釈すると、上の二つの条件を満たさない場合も生じ、損害賠償請求権が消滅しても、なお直接請求権が存続できるか、また、いかなる場合においても、被害者は絶対に二重の利得を得ることがないのか、という疑問が強く残る。

したがって、私見は損害賠償請求権が変動・消滅する場合、いかに直接請求権に影響を与えるかという問題を論じる際に、あくまでも自賠法の問題である被害者保護という目的が達成できるか否かを問題解決の基準とすべきであるが、損害賠償請求権の変動・消滅の原因を具体的に分析する必要があり、上の二つの条件をすべて満たす限り、そのような変動・消滅によっても直接請求権の消滅を認めるべきではなく、被害者保護の目的が優先すると考える。条件を満たさなければ、直接請求権の消滅を認めるべきである。

一般的に、損害賠償請求権の変動・消滅を生じさせる原因としては、讓

渡, 差押・転付命令(これらは変動原因)および免除, 混同, 時効, 相殺, 弁済(これらは消滅原因)などがあると考えられる。以下はこれらの原因について順に検討する。

(2) 損害賠償請求権の変動・消滅原因

まず, 譲渡の場合について検討する。損害賠償請求権の任意譲渡については, 連帯債務説および不真正連帯債務説を主張する学説からも疑問が投げかけられている¹⁰¹⁾。その理由は任意譲渡が債権の差押・転付と違って, 被害者自らの意思によるものであり, 田上教授は, 「被害者が同一内容の損害賠償請求権を一方で第三者に譲渡しておきながら他方で直接請求権を行使するのが信義則に反する場合も生じよう」と述べている¹⁰²⁾。しかし, このような被害者の意思をさらに分析する必要があると思う。被害者が無資力の加害者に対して損害賠償請求を行う意欲を有せず, 保険者のみに対して直接請求権の行使をしたいということも考えられる。損害賠償請求権を放棄あるいは免除したときは, 上述のように, 責任保険契約の論理から, もはや直接請求権を行使できず, したがって, この目的を実現するために, 被害者には任意譲渡という方法しかない。また, 任意譲渡とはいえ, 有償と無償と二種類があるが, 有償譲渡の場合, 被害者が譲受人と保険者の両者から現実の利益を受け取ることができ, 二重的に利得するおそれがあるため, 譲受人から受け取った分について, 直接請求権が消滅すると解釈すべきである。これに対して, 無償譲渡の場合, 二重の利得は認められないから, 直接請求権に基づいて, 損害賠償額の支払を全額請求できると解すべきである。

第二に, 平成12年判決に対して, 損害賠償請求権が差し押さえられ, 転付された場合, 権利自体がなお残っているから, この問題はほかの権利消滅のケースと同レベルで検討できないという意見があり¹⁰³⁾, 正当な見解であると思う。任意譲渡の場合も同様に解釈できる。いくら被害者保護のために直接請求権の行使を認めるべきであるとはいえ, その前提として損害賠償請求権の成立・存在が必要であるが, これらのケースにおいて, 被

被害者は損害賠償請求権を喪失したが、権利自体は消滅しておらず、そのことが、被害者に直接請求権の行使を認めさせる土台になっている。また、損害賠償請求権が差押・転付される場合、被害者が経済上の利益を受けていないはずである。確かに損害賠償請求権が差押・転付される際に、被害者は転付された金額につき、執行債権から免れられ、その限りで一種の法律的な利益を得ているかもしれないが、それは自賠法上の被害者保護のために求められている救済ではない。自賠法が目的としている被害者の保護は、抽象的な救済ではなく、「現実の救済」であると解すべきである。このとき直接請求権の消滅を認めると、自賠法18条のいう直接請求権の差押禁止は空洞化し、自賠法の精神に反することになる。したがって、差押・転付によって、損害賠償請求権を喪失した被害者は、自賠法の目的である被害者保護の見地から、直接請求権の行使を認められるべきである。また損害賠償請求権がなお存在しているため、このように解釈しても、自賠責保険の責任保険性にも反することがない。もちろん、このように解釈する場合、被害者の得た法律上の二重の利益につき、事後の調整が必要になり、法律上複雑になるかもしれないが、これは自賠法の被害者保護の目的を最大限に尊重するためにやむをえないことと考えるべきである。

第三に、被害者が加害者に対し損害賠償請求権を完全に放棄する場合、どうなるか。上述の第一の条件から見ると、損害賠償請求権が放棄されたときは、加害者が被害者に損害賠償する必要がなくなり、加害者には責任保険契約にいう損害がもはや存在しなくなり、ゆえに、被害者は直接請求権をも行使できない。責任保険契約の論理に従い、損害賠償請求権の消滅に伴って、直接請求権も消滅すると解さざるを得ない。しかし、一部免除の場合は状況が異なる。この場合、損害賠償請求権は全部消滅しておらず、被害者がその放棄または免除した部分のみについて、直接請求権を喪失し、残りの部分についてなお保険者に請求できると解すべきである。また、このように解しても、被害者に二重の利得は生じない。

第四に、相続により混同が生じる場合、私見は中西教授などの見解に賛

成する。すなわち、通常は混同が生じる場合であっても損害賠償請求権を存続させることに特別の経済的意義があるときは、民法509条の趣旨からその存続を認め、損害賠償請求権は混同によって当然に消滅せず、ゆえに直接請求権もなお存続し、被害者はこれを行行使することができる。混同によって、被害者が何らの経済的救済も得られないとするのは妥当ではなく、自賠責保険の責任保険契約性に反しない限り、最大限に被害者保護の目的を実現するために、このように解釈するのが適当であると思う。しかし、たとえば加害者が被害者を相続して、混同が生じうる場合は、直接請求権の行使を許すことは権利濫用とみられるため、混同による消滅を認めるべきである。

第五に、時効の問題である。損害賠償請求権の消滅時効は3年であるのに対し、直接請求権の消滅時効はそれより1年短く、2年であるため、損害賠償請求権が時効により消滅した場合、一般的に直接請求権もすでに時効にかかり、消滅しており、問題は生じないと考えられる。むしろ、直接請求権が時効によって消滅しても、なお被害者が損害賠償請求権を行行使できる場合が想定され、それによって被害者保護の目的が補完される。

第六に、相殺も債権の消滅原因のひとつであるが、不法行為による損害賠償債務を負う債務者は、被害者の損害賠償請求権を受動債権として相殺することができないため(民法509条)、交通事故の被害者の有する損害賠償請求権が加害者側から相殺されることはない。

最後に、弁済により損害賠償請求権が消滅したときは、直接請求権も消滅する。この場合、加害者が被害者に対し金銭的な支払を行うことにより、加害者に損害が生じることは言うまでもない。また、この場合に直接請求権の消滅が認められないとしたら、被害者が実質的に、二重の利得をすることになる。自賠責保険にいう被害者保護は被害者に損失以上の保護を与える趣旨ではないから、二重の利得は自賠責保険の趣旨に反することになる。なお、両権利は経済的に補完的な関係にあることから同様な結論になる。弁済による損害賠償請求権の消滅は債権の満足を得た消滅であり、

それによって直接請求権も当然消滅する。しかし、この点については例外もあり、過失相殺に関する問題である。

被害者の損害賠償額が算定される際に、被害者と加害者との各自の過失割合が決められ、被害者はそれに基づいて過失相殺された金額をもって加害者に損害賠償請求をする、または保険者に直接請求をする（もちろん保険金額の範囲内において）こともできる。これは、一見なんら問題も生じえないが、事はそう単純ではない。

自賠責保険の実務においては、事案の大量・迅速な処理と、被害者間の公平の確保、地域格差の防止などを目的として¹⁰⁴⁾、保険者は損害額を算定するためのガイドラインを作っており、いわゆる「支払基準」である。従来、一般的に、この「支払基準」は保険者の内部的なものにすぎないとされ、保険者に対してしか拘束力を有せず、法的拘束力がないとされていたが¹⁰⁵⁾、平成14年4月の自賠法改正によって、「支払基準」が法定化された（自賠法16条の3第1項¹⁰⁶⁾。法定化後、この基準の拘束力がどこまで及ぶのかについて、学説が分かれているが、少なくとも保険者に拘束力を持つことにはまったく異論がない¹⁰⁷⁾。

ところで、この支払基準の中に、重過失減額制度が採用されており、この制度によれば、被害者の過失割合は7割以下の場合、保険者は過失相殺せずに被害者に損害賠償額の支払いを行い、被害者の過失割合が7割を超えてから初めて、保険者はその割合の段階に応じて過失相殺をすることになる¹⁰⁸⁾。交通事故の被害者を手厚く保護する制度であると思われるが、この制度が直接請求権と損害賠償請求権との関係にさらなる問題を生み出している。たとえば、交通事故により重度障害になった被害者が加害者に対する損害賠償請求訴訟において、被害者の損害額3000万円、過失割合8割と認定され、これが確定し、被害者が加害者から過失相殺された損害賠償金600万円の支払を受けた場合、その後、被害者は更に保険者に対し直接請求を行い、支払基準に基づく重過失減額適用（3割減額）の金額2100万円と通常過失割合の適用によって加害者から被害者に支払われた上記

600万円との差額である1500万円を請求できるのかという問題である。

直接請求権の行使はあくまで損害賠償請求権の存在を前提とする見解によれば、この場合、被害者は加害者から損害賠償金の支払を受け、損害賠償請求権が加害者の弁済によりすでに消滅したわけであるから、いくら被害者を保護するための重過失減額制度が存在しても、もはや保険者に対して直接請求権を行使することができない。地裁判決であるが、これと同じ理由で、被害者のこのような直接請求を棄却したものがある¹⁰⁹⁾。

しかし、この見解では、もし被害者が先に保険者に対して直接請求を行うとしたら、どのような結果になるだろうか。上述したように、支払基準の拘束力の範囲をめぐる議論があるものの、保険者はそれに拘束されることについては異論がない。したがって、保険者は、被害者から直接請求をなされたとき、支払基準に基づいて算定された損害賠償額を支払わなければならない。被害者は直接請求権を先に行使すれば、重過失減額制度を適用されることになるが、反対に先に加害者に損害賠償請求権を行使すれば、重過失減額制度による保護を受けられず、たとえこの制度が法定化されても、被害者は通常過失割合の適用を受けざるを得ないという結果になる。このように、権利行使の前後とその相手方の違いという事情によって、ときには1000万円以上の差が生じうることは、被害者にとって著しく不公平である¹¹⁰⁾。

思うに、支払基準の目的は迅速かつ公平な保険金等の支払いを確保することであり¹¹¹⁾、ひいては被害者保護になることであると思われる。実際に、支払基準に基づいて算出された金額は被害者の実損害より少ないこともあり、それをどう解決するかについて、支払基準の拘束力の問題と絡んでおり、本稿ではこれ以上深く立ち入らない。しかし、重過失減額制度を利用することによって、結果的には被害者が必ず手厚く保護されることになり、そのため、自賠法¹¹²⁾の精神に沿って、少なくともこの制度について、保険者に対しては言うまでもなく、裁判所に対しても拘束力を持つと解釈すべきであり、更に、自賠法16条の3も、少なくともこの制度に限って、

強行規定であると解されるべきであろう¹¹²⁾。

以上のことを前提にして、被害者について重過失減額制度が適用される場合、直接請求権と損害賠償請求権との関係が遮断されるべきであると考える。確かに、被害者は加害者から弁済（通常の過失割合の金額）を受けた時点で、損害賠償請求権を失って、直接請求権の行使もできなくなるように見える。しかし、既述のように、加害者の弁済により被害者が直接請求権を失う理由は、弁済を受けた上で、さらに直接請求権を行使することができる、被害者が二重の利得をするおそれがあるからである。ところが、支払基準に関する自賠法16条の3は少なくとも重過失減額制度に関しては強行規定であり、保険者はこれに基づいて損害賠償額の支払いを行わなければならないから、被害者は重過失減額制度の過失割合金額と通常過失割合の金額の差額を保険者に請求しても、二重の利得にならないと考えられる。つまり、重過失減額制度によってもたらされた直接請求権と損害賠償請求権との関係の問題を解決する際に、自賠法16条の3をもって、直接請求権と損害賠償請求権との関係を遮断することができる、と解することは、自賠法の被害者保護の精神にも合致している。

(3) 直接請求権の変動・消滅による損害賠償請求権の消長

昭和39年判決を除いて、ほとんどの場合は損害賠償請求権の変動・消滅が直接請求権に与える影響に関する判決であり、直接請求権の変動・消滅により損害賠償請求権の消長に与える影響が問題になることはあまりない。なぜなら、交通事故の被害者が保険者に対して権利を放棄することは容易に考えられないからである。

しかし、現実に時効、免除（昭和39年判決）により直接請求権が消滅する以外に、理論上、直接請求権が任意譲渡（有償譲渡）されることも考えられる（損害賠償請求権の変動・消滅の原因のうち、直接請求権関係においては、差押は法によって禁止され（自賠法18条）、また、一般的に混同による消滅も考えにくい。さらに、相殺による消滅についても、相手は保険者であるため、保険者が自動債権を有することも考えにくい）。

後述するように、私見は直接請求権が自賠法により特別に付与される権利であると考えており、これは、保険金請求権と損害賠償請求権のいずれでもない特別の権利である。したがって、被害者が直接請求権について一部を免除する場合、直接請求権は損害賠償請求権そのものではないから、損害賠償請求権は消滅しない。時効の問題も前述したように、直接請求権が消滅しても、なお損害賠償請求権を行使することができる。免除と時効の問題についてこのように解しても、責任保険契約の論理に反することはなく、むしろそれによって被害者が厚い保護を受け、自賠法の精神に沿うものである。

ところで、被害者はより早く「現実の救済」を受けるために、直接請求権を有償譲渡することが考えられる。この場合、理論上、損害賠償請求権がなお被害者に存在しているが、実際、両権利は経済上補完的な関係にあるから、直接請求権の譲受人が直接請求権を行使して、損害賠償額の支払を受けると、損害賠償請求権も消滅する。ただ、この場合の損害賠償請求権の消滅は、直接請求権の譲渡により直ちに発生したものではなく、損害賠償請求権と直接請求権との補完関係の結果であることを強調したい。

以上、損害賠償請求権と直接請求権との関係について、私見を述べたが、それは直接請求権の性質を法律により特別に付与された権利と解釈することを前提としている。自賠法における直接請求権は保険金請求権、損害賠償請求権のいずれでもなく、自賠法により特別に付与された権利であり、このように解釈してはじめて、直接請求権に関する特殊な諸規定を理解することができ、また、以上のような私見ははじめて成立する。

しかし、従来、直接請求権に関する見解は必ずしも一致しておらず、最高裁判決においても、動揺が見られ、果たして、直接請求権の性質をこのように解釈してもよいかどうか問題になる。以下では、直接請求権の性質を検討する。

六 自賠法における直接請求権の法的性格

1 学 説

直接請求権の法的性質に関して、学説は概ね三つの見解に分かれている。

(1) 保険金請求権説

直接請求権を保険金請求権と解釈する理由の第一は、直接請求権は、被保険者が被害者に損害賠償金を支払い、これを保険者に請求するという同法15条の手續を簡略にし、保険金請求権を代位行使するものという性格づけによる¹¹³⁾。第二は、責任保険の発展から見れば、責任保険の被保険者は被害者と解されるべきであり、そのため、被害者が保険者に有する直接請求権は保険金請求権であるという見解もある¹¹⁴⁾。

しかし、保険金請求権説は責任保険契約の論理から見て厳しく批判されている。直接請求権を保険金請求権と解釈すれば、その内容は保険金請求権と同一のものであり、保険金請求権を超える効力を持っていないはずである。しかし、自賠法における直接請求権に関する規定において、保険契約者または被保険者の悪意による事故招致の場合、被保険者に対して保険者が免責されることになっても（自賠法14条）、保険者は、これをもって第三者に対抗し得ず、被害者の直接請求に対して損害賠償額を支払わなければならない（自賠法16条1項）。つまり、自賠法における直接請求権は保険金請求権を超える効力を持っており、保険金請求権ではない。また、被害者を被保険者と捉え、被保険者である被害者が有する直接請求権は保険金請求権であると解釈する場合、以上の批判に加えて、被害者を被保険者に位置づける保険はもはや責任保険とはいえなくなるだろう¹¹⁵⁾。

(2) 損害賠償請求権説

直接請求権の性質を損害賠償請求権と解する見解の根拠は以下のようなものがある。

第一は、責任保険給付の内容を被保険者の責任免脱と解し、その効果よ

り、直接請求権は保険者が被保険者の損害賠償義務を肩代わりするものであり、そのため、その性質は損害賠償請求権であるという¹¹⁶⁾。

第二は、直接請求権の機能からその性質が損害賠償請求権であることを導く。すなわち、直接請求権は被害者の加害者に対する損害賠償請求権を迅速に実現させるものであるための存在であり、したがって直接請求権も損害賠償請求権であるという¹¹⁷⁾。

第三は、直接請求権に関する自賠法16条1項の文理解釈による。これは、商法667条の文言と比較した上で、667条による直接請求権は保険金請求権と理解したうえで、自賠法16条1項は、「被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる」と定め、さらに、同条3項は「第1項の規定により保険会社が被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは(中略)保険会社が、責任保険の契約に基づき被保険者に対して損害をてん補したものとみなす」というみなし規定が置かれている。保険者と被保険者との関係において、「損害をてん補する」という文言が使われているのに対し、保険者と被害者との関係においては、「損害賠償額の支払」という文言が使われている。したがって、自賠法上の被害者の直接請求権は、被害者の加害者に対する損害賠償請求権であるという¹¹⁸⁾。

しかし、保険給付の内容を被保険者の責任免脱であると解する見解は、現実に保険者が損害賠償を履行することが基礎付けられるだけであって、これにより直ちに被害者が保険会社に対して損害賠償請求権を取得することは説明できないと批判される¹¹⁹⁾。直接請求権の機能からその性質を決定する見解は明らかに説得力が乏しい。なぜなら、昭和39年判決の上告理由からも分かるように、この機能から、直接請求権の性質が保険金請求権として理解されることもあり、また政策的に制定された法定請求権と解釈することもできる。また、自賠法16条1項の条文の文理解釈も決定的な理由にはならない。西島教授や永井教授は同じく自賠法16条1項の文理解釈として、直接請求権は損害賠償請求権であることを否定している。つまり、

自賠法16条1項が「損害賠償額の支払をなすべきことを請求する」権利と定めていて、損害の賠償を請求できるという表現を避けているという。また、同条2項が、被保険者が被害者に対して支払う場合を「損害の賠償をした場合」と規定しているに対し、同条3項は保険者が被害者に対して支払う場合を「損害賠償額の支払」と定めて、両者を区別していることから同じことが看取できるといわれる¹²⁰⁾。

(3) 法定権利説

通説は、直接請求権は自賠法の特別の規定によって生じる権利であると解している¹²¹⁾。この見解はさらに以下の二つに分かれている。

一つは、自賠責保険のみならず、任意責任保険をも含めて、一般的に直接請求権は契約の効果から生じるものではなく、法律により特別に認められた権利であるとされる¹²²⁾。

もう一つは、まず直接請求権の中に、法の特別の規定によって生じるものがあるが、保険契約が公序良俗に反しない限り、契約当事者が自由にその内容を定めうるものであるから、任意責任保険において直接請求権を認めても違法ではないと主張し、先の見解を批判した上で、責任保険一般において被害者の直接請求権は契約当事者の意思によるものということ認める可能性があるが、これはまた、被害者の直接請求権は法律によって生じることを否定するものではないと主張している¹²³⁾。つまり、自賠責保険における直接請求権は「法の特別の規定によって生じるもの」であるとする¹²⁴⁾。

2 判例の動揺

直接請求権の性質に関する最高裁の判断はいくつかの判例の中で見られる。しかし、学説の対立と同様に、判例においてもその判断は必ずしも前後一致しているとはいえないように思われる。

(1) 前掲最高裁昭和39年5月12日第三小法廷判決

この判決では、最高裁は「自賠法3条または民法709条によって保有者

および運転者が被害者に対し損害賠償責任を負う場合に、被害者が保険会社に対しても自賠法16条1項に基づく損害賠償請求権を有するときは、右両請求権は別個独立のものとして並存」と判断し、直接請求権の性質について、それは「損害賠償請求権」であると明言した。

(2) 最高裁昭和57年1月19日第三小法廷判決(民集36巻1号1頁)

自賠責保険の直接請求の遅延利息が本件のひとつの争点となっている。一般的に直接請求権は保険者が加害者の負担する損害賠償義務を肩代わりしたものであり、したがってその性質は損害賠償請求権であると解釈すれば、被害者に支払われる遅延損害金は民事法定利率の年5分が適用される。これに対し、直接請求権の性質を保険者に対する保険金請求権と解すれば、遅延損害金は商事法定利率の年6分が適用される¹²⁵⁾(このような区分に対して、直接請求権の性質はその判断の基準にはならないという批判もあるが¹²⁶⁾、本稿はそこまで立ち入らず、ここではもっぱら判例の直接請求権に関する性質のみを取り上げることにする)。

一審、原審とも保険者に対する直接請求について、訴状の送達の日翌日から遅延損害金に年6分の商事法定利率を適用すると判断した。

[判旨]

(遅延損害金の法定利率に関して)破棄自判

「自動車損害賠償保障法16条1項に基づく被害者の保険会社に対する直接請求権は、被害者が保険会社に対して有する損害賠償請求権であって、保有者の保険金請求権の変形ないしはそれに準ずる権利ではないのであるから、保険会社の被害者に対する損害賠償債務は商法514条所定の『商行為二因リテ生ジタル債務』には当たらないと解すべきである。してみると、弁護士費用を除く損害賠償債務について商事法定利率である年6分の割合による遅延損害金を付した原審の判断には、自動車損害賠償保障法16条1項及び商法514条の規定の解釈適用を誤った違法がある。」

判旨から分かるように、最高裁は前掲昭和39年判決に引き続き、ここで

も、自賠法における直接請求権の性質を「損害賠償請求権」としている。本判決によって、直接請求権は損害賠償請求権であることが判例法上確立されたと思われ、一部の学説もそのように解している¹²⁷⁾。

(3) 最高裁昭和61年10月9日第一小法廷判決（判例時報1236号65頁）

本件は自賠法16条1項に基づき保険会社の被害者に対する損害賠償額支払債務の履行遅滞となる時期に関する事案である。

上述の昭和39年と昭和57年の各判決において、最高裁は、直接請求権は損害賠償請求権であると明言した。本来、不法行為による損害賠償債務について、通説・判例は、期限の定めのない債務であるが、民法412条3項が適用されず、催告を待たずに、不法行為のときから当然に遅滞に陥ると解している¹²⁸⁾。

本件においても、上告人は以上の理由をもって、「加害者は不法行為（自動車事故）の時点から遅延損害金の支払いの義務を負うとされているのであるから、保険者も加害者と同様に事故の時点から遅延損害金の支払いの義務を負うと解すべきであり、原判決は法律の解釈適用を誤ったとして上告したのである。ところが、最高裁はこれを棄却した。

[判旨]

上告棄却

「自動車損害賠償法16条1項が被害者の保有者および運転者に対する損害賠償請求権とは別に保険会社に対する直接請求権を認めた法意に照らすと、同項に基づく保険会社の被害者に対する損害賠償額支払債務は、期限の定めのない債務として発生し、民法412条3項により保険会社が被害者からの履行の請求を受けた時にはじめて遅滞に陥ると解するのが相当である（最高裁昭和36年（オ）第1206号同39年5月12日第三小法廷判決・民集18巻4号583頁参照）」

判旨は参照判決として前掲昭和39年判決を指示し、その判決との一貫性を主張していると思われるが、昭和39年判決では、直接請求権は「損害賠償請求権」であると明言しており、もし、この「損害賠償請求権」に対す

る保険者の債務を加害者の肩代わりとしての損害賠償債務と解すれば、本件では、上告人の主張が認められるべきである¹²⁹⁾。これに対し、もし直接請求権の法的性質を法定の特別の権利であると解すれば、上告が棄却されるべきである。この場合、保険者が負う債務は不法行為による損害賠償債務ではなく¹³⁰⁾、「保険者は加害者が被害者に対する損害賠償義務に基づき支払うべき額につき、支払義務を負うのであり¹³¹⁾、一種の期限の定めのない金銭支払義務であるため、民法412条3項が適用される。判旨も直接請求権に対する債務は損害賠償債務と言わずに、ただ「損害賠償支払債務」という文言を使っており、このことから最高裁は後者採っていることは明らかである¹³²⁾。そうすると、本判決は前掲昭和39年、昭和57年判決と一貫しているとは言い難く、むしろ、本判決では、最高裁は直接請求権の性質を法定の特別の権利と解していると思われる。

(4) 前掲最高裁平成元年4月20日第一小法廷判決

上記昭和61年判決に続いて、本件判決においては、最高裁は直接請求権の性質につき、「自賠法16条1項に基づく被害者の保険会社に対する損害賠償額の支払請求権」であるとしている。前記昭和39年、昭和57年判決に使われている「損害賠償請求権」の代わりに、「損害賠償額の支払請求権」という文言を使い始めた。直接請求権の性質を変えて理解するものと考えられる。

(5) 最高裁平成6年3月25日第二小法廷判決(交通民集27巻2号283頁)

本件判決は、自賠法16条1項に基づく保険会社の被害者に対する損害賠償額支払債務は、期限の定めのない債務として発生し、保険会社は、被害者から履行の請求を受けたときから遅滞の責を負うことと解した原審判断を正当として是認した。判決は上記昭和61年判決を踏襲しており(「所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない(最高裁昭和59年(オ)第696号同61年10月9日第一小法廷判決・裁判集民事149号21頁参照)。論旨は、独自の見解にたつて原判決を非難するものにすぎず、採用することができない)、この問題に決着を

つけたと言われている¹³³⁾。

(6) 前掲最高裁平成12年3月9日第一小法廷判決

さらに、本件判決においては、直接請求権の法的性質につき、最高裁はそれは「自賠法16条1項に基づく責任賠償金の支払請求権」であると判断した。なぜなら、上記平成元年判決のいう「損害賠償額の支払請求権」という文言よりも、「責任賠償金の支払請求権」のほうが、直接請求権は法定の特別の権利であるという法的性質につき、いっそう正確な表現であろう。

3 直接請求権と保険金請求権との関係

自賠責保険における直接請求権は法定の特別の権利であるが、自賠責保険が責任保険である以上、その前提として、損害賠償請求権と保険金請求権の存在が必要であることはいうまでもない。確かに、被保険者の悪意による事故招致について、保険者は免責されても、それをもって被害者に対抗できないのであるが（自賠法16条1項）、これはあくまでも特別規定であり、このような特別規定が存在しない以上、すべての場合において、直接請求権は損害賠償請求権と保険金請求権から独立しているとは言いがたい。このことは「第3条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、……保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。」（自賠法16条1項）という文言からも分かる。

被保険者の保険金請求権は、保険契約の一般理論によれば、保険契約の成立により抽象的ないしは条件付きに発生し、保険事故発生によってこれが具体化し、一般の物保険にあつては、同時にそれを行使することが認められる¹³⁴⁾。このことは、責任保険でも同様に考えられる。したがって、自動車事故（保険事故）が発生すれば、被害者に加害者の不法行為による損害賠償請求権が発生し、それと同時に被保険者の保険金請求権も具体化し、保険会社に対する直接請求権も発生する、という関係となる。

ところで、直接請求権と保険金請求権との関係は、次のように定められている。「被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、保険会社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、保険会社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する前項の支払の義務を免れ」(自賠法16条2項)、また、「保険会社が被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、保険契約者又は被保険者の悪意によって損害が生じた場合を除き、保険会社が、責任保険の契約に基づき被保険者に対して損害をてん補したものとみなす」(自賠法16条3項)。これによって、保険会社は二重支払を免れることになる。しかし、ここでは直接請求権と損害賠償請求権との競合問題が生じうる。例えば、被害者が死亡したケースで、被害者の加害者に対する損害賠償請求額は4000万円だと確定され、また、自賠責保険契約に基づく保険金額は3000万円であるとする。この場合、加害者は被害者に先に1000万円の賠償金を支払うと、被保険者である加害者は自賠法15条により保険者に1000万円の保険金請求ができる。それと同時に、被害者もなお3000万円の賠償を受けていないため、その分について、自賠法16条1項により保険者に直接請求することができる。この際、両請求権は、自賠責保険金額の3000万円を超える1000万円につき、競合している。保険者は両請求に対して如何に支払をなすべきであるかが問題であり、学説が分かれている。

直接請求権優先説は被害者の保護を優先すべきこと、および保険者が被害者に対して支払った額につき、被保険者としても被害者に対する賠償責任を免れるという利益があることを理由としているが¹³⁵⁾、これは少数説である。

これに対して、保険金請求権優先説が多数説であり、その理由は、主に以下のようである。

「自賠責保険が社会保障的性格を有する保険であることにかんがみると、一律に定められている保険金額の限度までの賠償を、すべての被害者に平等に確保させることが自賠責保険の狙いである¹³⁶⁾」。

「賠償金の一部を支払ったときは、その限度において責任財産減少部分の原状回復請求という加害者利益が被害者請求に優先するのであり、そのいみにおいて自賠責保険は加害者保険である。いいかえると、被保険者が先払いして責任財産が減少した場合の被保険者の債権者と、被保険者が先払いしないため責任財産が減少していない場合の被保険者の債権者との間の公平をはかること」である¹³⁷⁾。

責任保険である自賠責保険においては、直接請求権が被害者救済という目的から特に規定されたもので、保険金請求権が基本的なものであるため、基本的な権利である保険金請求権が優先すべきである¹³⁸⁾。

しかし、自賠責保険の目的は被害者の保護であり、このような趣旨の下では、たとえ保険金額限度以上の金額を被害者が受領しても、法律違反にはならないだろう。したがって、保険金請求権説の理由はかならずしも理論的な根拠があるとはいえない。また、¹³⁹⁾について、基本の保険金請求権以外に法は特に直接請求権を設けている以上は、その特別な権利が基本的な権利よりも重要視されるべきであり、¹⁴⁰⁾の論理構成からすれば、直接請求権こそが優先されるべきであろう。また、¹⁴¹⁾に関しては、確かに、直接請求権優先説に立つと、場合によっては、債権者平等の原則に反することになるかもしれないが、それはあくまでも例外的な場合である。このような一つの例外にすぎないことをもって、全体を否定することは積極的な理由にはならない。

したがって、私見は直接請求権優先説に賛成する。自賠法の目的は被害者保護であることから、自賠責保険の責任保険性の論理に反しない限り、自賠責保険に関する問題の解決をすべて、被害者の保護になっているか否かという基準で解決すべきだからである。直接請求権を優先させても、自賠責保険の責任保険性に反することなく、被害者が手厚く保護される。仮に加害者の保険金請求権が優先すれば、被害者は残りの賠償金について引き続き加害者に請求しなければならず、しかもかならずしも全額の賠償金を得られるとは限らず、この意味においても、直接請求権を優先させるべ

きである。

これに対して、任意自動車保険においては、約款は両権利が競合している場合、直接請求権が優先すると規定している¹³⁹⁾。思うに、強制的保険の目的と違い、任意責任保険の目的は加害者保護に重心がある。任意自動車保険においては、むしろ保険金請求権が優先しても良いが、それでもなお被害者の直接請求権が優先するとされているのである。

4 検 討

直接請求権の法的性質に関する学説について、前述したように、現在では、もはや保険金請求権説を支持するものが見当たらず、被害者固有の権利とするにせよ、被保険者の保険金請求権を代位すると考えるにせよ、直接請求権は保険金請求権でないことは学説、判例上すでに決着がついたと言えよう。その理由は、責任保険理論上の難点があるうえに、保険金請求権説によると、たとえば前掲昭和39年判決の事案においては、被害者がもはや被保険者に損害賠償請求できず、被害者の地位が弱められ、このことは、「被害者保護を目的とする自賠法の精神（自賠法1条）および被害者保護の実効性を担保するために直接請求権が創設された（自賠法16条1項）ことに照らし、採用することができない」といわれている¹⁴⁰⁾。

責任保険一般については、直接請求権の法的性質は損害賠償請求権であるか、それとも法定の特別請求権であるか、学説上、いまだ決着していない。しかし、責任保険一般においてはともかく、自賠責保険において、その直接請求権の法的性質は法定の特別の権利であるという考え方は、最も有力であるように思われる。直接請求権の法的性質を損害賠償請求権と解すると、両者は同一のものになり、加害者に対する被害者の損害賠償請求権が変動・消滅すれば、直接請求権もそれに随伴して変動・消滅することになると考えられる。これは、自賠法の被害者保護の目的に反することになる。したがって、直接請求権の法的性質は損害賠償請求権ではないというべきである。なお、直接請求権の性質を損害賠償請求権であると解釈し

た上で、直接請求権と損害賠償請求権との関係を連帯債務あるいは不真正連帯債務と解釈する場合、確かに、場合によっては被害者が保護される結果になるが、前述したように、いずれも法律上あるいは責任保険契約法理上難点があり、これをもって、直接請求権は損害賠償請求権であるということの説明にはなっていないといわざるを得ない。

これらに対して、責任保険契約の論理に反しない限り、直接請求権と損害賠償請求権との関係の問題に関して、自賠法の被害者保護という目的を最もよく達成させる解釈論は、自賠責保険における直接請求権を法定の特別の権利と解釈する立場である。また、自賠責保険における直接請求権が法定の特別の権利であることは、直接請求権に関する特別の規定（たとえば、保険契約者または被保険者の悪意による保険事故招致の場合において、保険者が免責されることになっても、これをもって第三者に対抗し得ず、被害者の直接請求に対しては損害賠償額を支払わなければならない（自賠法16条1項））から見ても、妥当であると思われる。ただ、直接請求権の法的性質は法定の特別の権利であるが、その内容は損害賠償額の支払請求権である。ここでいう損害賠償額は何を指すかという点、保険金額の範囲内における、加害者の被害者に対する損害賠償額である。

直接請求権の法的性質を法定の特別の権利と解すれば、最も被害者保護の結論になるはずである。ところが、前述したように、最高裁は直接請求権の法的性質を法定の特別の権利に捉え直しているにもかかわらず、平成12年判決のように、被害者保護の結論を導き出さないのはどうしてであろうか。

思うに、最高裁が、最初、直接請求権を損害賠償請求権であると判断し、その後、それを法定の特別の権利へと実質的に移行した理由は、直接請求権を損害賠償請求権のままにしておくと、保険者の負う義務は損害賠償義務になってしまい、不都合を生じさせることになるからであろう。その意味で、そもそも最高裁は自賠法の第一義の目的である被害者保護を最大限に尊重するために結論を変えたわけではないと思われる。

したがって、判例の直接請求権の法的性質の考え方は慎重に評価されるべきであるが、その後の直接請求権と損害賠償請求権との関係の問題を解決する際に使われている解釈論には賛成できない。直接請求権の法的性質は法定の特別の権利であるということを基礎にして、できる限り自賠法の被害者保護の目的を達成させることができるような解釈論が展開されるべきである。

七 終わりに

被害者保護を第一義的な目的とする自賠法における損害賠償請求権と直接請求権との関係の問題に関しては、両権利の関係を一元的に定義した上で、そこからすべての事案において演繹的に結論を求める解釈論には賛成できない。既述のとおり、両権利の関係を連帯保証説、連帯債務説、不真正連帯債務説、完全独立権利説などと捉える場合、これらの学説は、すべての事案において、かならずしも被害者保護の結論に貫くことができず、あるいは、責任保険契約が存在する以上の、本来有すべき性質を十分に考慮していないからである。

これに対して、私見は、一義的な解釈方法をとらず、自賠責保険は責任保険である以上、責任保険契約の論理から制約を受けざるを得ないと理解しているが、損害賠償請求権が変動・消滅する原因を具体的に分析し、責任保険の論理と矛盾しない範囲で、被害者保護という自賠責保険の目的を最大限に達成させるための法解釈論を展開すべきであると考えている。

この問題については、潘助教授も、「個々の事案の特殊性を考慮しながら、自賠法の強調する被害者保護の観点を重視し、自賠法の趣旨と調和するような解決が図られるべきではないか」と述べ¹⁴¹⁾、私見はそこから大きな示唆を受けている。ただ、潘助教授と異なり、私見は「個々の事案の特殊性」という側面ではなく、損害賠償請求権が変動・消滅する具体的な原因が解決の重要なポイントであると考えている。

なお、自賠責保険は社会保障の性格を有しているとはいえ、一種の責任保険である以上、責任保険契約の論理からの制約を受けざるを得ない。そのため、すべての事案において、完全に被害者の保護の目的が実現されるわけではない。したがって、自賠法のこの目的を完全に達成するために、立法論としては、責任保険契約への強制加入ではなく、傷害保険契約の強制締結が理想であるともいわれている。ただ、傷害保険の場合、加害者の責任と関係なく、被害者に傷害保険金が支給されることが一般であり、傷害保険金が支給されても、加害者の負うべき損害賠償責任が軽減されることはない¹⁴²⁾と解される。このとき、加害者と被害者間の関係をどう解決すべきか、という問題をさらに検討しなければならないが、さらなる課題にしておきたい。

最後に、本稿は自賠責保険を対象に、損害賠償請求権と直接請求権との関係を検討したが、任意保険においては相当異なる。任意的責任保険は加害者保護を主たる目的としており、強制的保険である自賠責保険と同様に解釈することができないことを指摘しておきたい。

- 1) 自賠法23条の2によれば、被害者の直接請求権に関する規定を含む自賠法の殆どの規定は自動車損害賠償責任共済（自賠責共済）にも適用されているので、自賠責保険と自賠責共済は、基本的には同じ制度であるといっておく、本稿は特に両者を区別せずに検討する。
- 2) 尾上和宣「損害賠償請求権と自賠責保険給付 責任保険の基準性をめぐって」加藤一郎・木宮高彦編『自動車事故の損害賠償と保険』276頁（有斐閣 1991年）。
- 3) 倉澤康一郎「自動車責任保険における被害者直接請求権の法的性質」法学研究（慶応大学）57巻6号2頁（1984年）。
- 4) 石田満「交通事故と保険法との交錯」不法行為法研究会編集『交通事故民事裁判例集創刊25周年記念論文集・交通事故賠償の新たな動向』473頁（ぎょうせい 1996年）。
- 5) 民集18巻4号583頁。
- 6) 厳密に言うとは、強制保険とは、保険契約者の申込と保険者の承諾のいずれも必要なく、つまり法律の規定によって、当該保険が当然に成立するものである。たとえば、労働災害補償保険法という強制適用事業における労働者災害補償保険（同法6条参照）がそれである。これに対して、義務保険とは、契約の申込をなすべき義務および保険者が申込をむやみに拒絶してはいけないという義務が法律上定められているだけのものをいう。したがって、この定義に従えば、自賠責保険は義務保険と呼ぶべきである。しかし、契約の申し込みと承諾のいずれも義務づけられ、また自賠責保険は、車検とリンクされていて、事実上

は当該契約が強制されることに等しいとみられるため、本稿は、これらを区別せず、単に強制保険という。また、このような使い方は現在かなり広く行われているようである。たとえば、山下友信 = 竹濱修 = 洲崎博史 = 山本哲生『保険法』174頁〔山本執筆〕(有斐閣1999年)、国土交通省自動車交通局保障課監修・自動車保障研究会編『逐条解説・自動車損害保障法』33頁(ぎょうせい 2002年)などがある。

なお、任意的責任保険と強制的責任保険との差異に関しては、西島梅治「被害者の直接請求権(二)」熊本大学法文論叢・法科編10号44頁(1958年)、中西正明「義務的責任保険と任意的責任保険」香川大学経済論叢32巻3・4・5号358頁(1959年)を参照。

- 7) 西島梅治『責任保険法の研究』20頁(同文館 1968年)。
- 8) 田辺康平『保険法』99頁(ミネルヴァ書房 1970年)、鈴木辰紀「責任保険の特殊性とその本質」『損害保険研究』103頁(成文堂 1977年)、坂口光男『保険法』225頁(文真堂1991年)、大森忠夫『保険法』[補訂版]215頁(有斐閣 1991年)、西島梅治『保険法』[第三版]261頁(悠々社 1998年)、山下ほか・前掲注6)書163頁。
- 9) 西島梅治「責任保険」竹内昭夫・龍田節編『現代企業法講座第4巻 企業取引』296頁(東京大学出版会 1985年)。
- 10) 西島・前掲注7)書20頁。
- 11) 西島・前掲注7)書20頁。
- 12) 石田満『保険法』230頁(青林書院 1978年)。
- 13) 西島梅治「責任保険の意義」金澤理 = 西島梅治 = 倉澤康一郎編『新種・自動車保険講座 責任保険』7頁(日本評論社 1975年)。
- 14) 西島梅治「被害者の直接請求権(一)」熊本大学法文論叢・法科編9号70頁(1957年)。
- 15) 詳しくは、西島・前掲注14)、注6)、「被害者の直接請求権(三)」熊本大学法文論叢・法科編13号23頁(1961年)を参照。
- 16) 同・前掲注5)。
- 17) 倉澤康一郎「責任保険における被害者の直接請求権」『保険契約法の現代的課題』10頁以下(成文堂 1978年)。
- 18) 西島・前掲注7)書・注9)を参照。
- 19) 中西正明「責任保険における『第三者』の地位 商法667条に関する一考察」香川大学経済論叢29巻4号19頁(1956年)。
- 20) 鈴木辰紀「責任保険の特殊性と本質」『損害保険研究』116頁(成文堂 1977年)。
- 21) 弥永真生「専門家責任と責任保険」山田卓生編集代表・加藤雅信編集『新現代損害賠償法講座3 製造物・専門家責任』379頁(日本評論社 1997年)。
- 22) 甘利公人『会社役員賠償責任保険の研究』40頁(文昇堂 1997年)。
- 23) 山下文「損害保険と保険に関する諸問題」山田卓生編集代表・淡路剛久編集『新現代損害賠償法講座6 損害と保険』308頁(日本評論社 1998年)。
- 24) 西島・前掲注9)304頁。
- 25) 中西・前掲19)20頁。
- 26) 西島・前掲注9)298頁。
- 27) 倉澤康一郎『保険法通論』106頁(三嶺書房 1982年)、坂口・前掲注8)書226頁。

自動車損害賠償保障法における被害者の直接請求権と損害賠償請求権（岳）

- 28) 石田・前掲注12) 書238頁。
- 29) 石田・前掲注12) 書239頁。
- 30) 倉澤康一郎「商法667条と自賠法16条」『保険契約法の現代的課題』132頁（成文堂1978年）、宮島司「被害者の直接請求権」金融・商事判例別冊 No. 3『自動車保険の法律問題』40頁（1991年）。
- 31) 中西・前掲19) 52頁。
- 32) 金澤理「被害者の保険金請求権」『保険と民事責任の法理』121頁（成文堂 1966年）。
- 33) 西島・前掲注7) 書25頁。
- 34) 中西・前掲注6) 358頁。
- 35) ただ、死者数が昭和32年以来46年ぶりに8000人を下回った。警察庁「平成15年・交通事故発生件数は94万7千件に増加」インシュアランス〔損保版〕4075号4頁（2004年）。
- 36) 制定の目的について、昭和30年に本法案が国会において審議される際、立法者は次のように説明している。「自動車事故の発生も急激に増加し、……ここにおきまして、諸般の事故防止対策の強化徹底にもかかわらず不可避免的に発生する自動車事故による被害者の保護に万全を期しますため、……本法案を提出したものであり、「本法案は、諸外国の立法例にならひまして、自動車損害保障制度を確立し、不可避免的な自動車事故による被害者の保護に万全を期そうとするもの」であるという。運輸大臣による自賠法法案の提案理由説明・第22回国会衆議院運輸委員会議録第13号10頁、自動車局長による自賠法法案の概要説明・第22回国会衆議院運輸委員会議録第15号1頁。
- 37) 政府の自動車損害賠償保障事業の目的は、制定当初、次のようにいわれた。被害者保護に加えて、強制付保され、かつ営利目的の介入を許されない自賠責保険について、被害者保護を目的とする保障事業を私企業である保険会社に担当させることは、その公共性の観点から言って妥当ではない。また、自賠責保険は一般の保険と異なり、料率の算定が困難のため、保険会社が一方的な危険を負担する恐れがあるため、これを軽減しようとしたのである。当初、特に が強調されたが、現在、 の被害者保護が大きな意義を有している。木宮隆彦＝羽成守＝坂東司郎＝青木荘太郎著『注釈自動車損害賠償保障法（新版）』297頁〔羽成執筆〕（有斐閣 2003年）。
- 38) 川井健＝宮原守男＝小川昭二郎＝塩崎勤＝伊藤文夫編『新版・注解交通損害賠償法1』296頁・原口宏房執筆（青林書院 1997年）。
- 39) 木宮ほか・前掲注37) 書13頁〔木宮執筆〕。
- 40) 木宮ほか・前掲注37) 書14頁〔木宮執筆〕。
- 41) 西島梅治・判批・日交研シリーズA 296・変革期の自動車保険研究3-8頁（日本交通政策研究会 2001年）。
- 42) 中西・前掲注19) 59頁。
- 43) 田辺康平「自動車保険の構造」田辺康平＝石田満編『新損害保険双書2 自動車保険』12頁（文真堂 1983年）、川井ほか・前掲注38) 書203頁〔吉川吉衛執筆〕、自動車保障研究会編・前掲注6) 書149頁。
- 44) 木宮ほか・前掲注37) 書231頁〔坂東司郎執筆〕。
- 45) 倉澤・前掲注27) 書117頁、尾上・前掲注2) 276頁、山下ほか・前掲注6) 書174頁。

- 46) 田辺康平「自賠責保険の直接請求権と保険金請求権」田辺康平＝石田満編『新損害保険双書2 自動車保険』39頁(文真堂 1983年)。
- 47) たとえば、東京海上火災のTAP・家庭用総合自動車保険普通保険約款賠償責任条項9条1項、三井住友海上のMOST・家庭用自動車総合保険約款賠償責任条項6条1項。
- 48) 田辺・前掲注46)41頁。
- 49) 最判昭和57年1月19日民集36巻1号1頁。
- 50) 東京地判昭和34年3月24日下級民集10巻3号545頁。
- 51) 第一審から、X₁らは予備的請求として、たとえ債権債務の混同による直接請求権の消滅を認めたとしても、自賠法15条が規定する「自己が支払をした」とは、被保険者が被害者に対してした弁済などの具体的な出捐行為の場合のみを指すのではなく、被害者に対する被保険者の損害賠償債務の消滅事由のすべてを含んでいると主張して、15条に基づく支払いを求めている。これは、本稿の目的とは別問題となるので、省略するが、結論としては、第一審、控訴審、上告審ともX₁らは敗訴した。この点について、最高裁は下級審に引き続き、次のように判示している。「自賠法15条にいう『自己が支払をした』とは、自動車損害賠償責任保険の被保険者が自己の出捐によって損害賠償債務を全部または一部消滅させたことを意味し、混同によって損害賠償債務が消滅した場合は、これに該当しないものと解するのが相当である」。
- 52) 鴻常夫・判批・交通事故判例百選[第2版]158頁(1975年)、加藤勝郎・判批・損害保険判例百選124頁(1980年)、新山一範・判批・損害保険判例百選[第2版]96頁(1996年)等がある。
- 53) 反対：児玉康夫・判批・判例タイムズ583号32頁(1986年)、尾上和宣・判批・判例タイムズ591号28頁(1986年)、丸山一郎・判批・損保企画406号6頁(1989年)、大村敦志・判批・法学協会雑誌107巻11号1937頁(1990年)、中西正明・判批・私法判例リマックス1号[平成元年度判例評論]199頁(1990年)、黒木松男・判批・創価法学20巻3・4号53頁(1991年)、竹濱修・判批・商事法務1292号23頁(1992年)、尾島茂樹・判批・交通事故判例百選[第4版]188頁(1999年)、山野嘉郎「保険者に対する直接請求権」金融商事判例933号増刊・損害保険の法律問題145頁(1994年)、中村心・判批・判例タイムズ1033号207頁(2000年)等がある。
- 賛成：塩月秀平・判批・ジュリスト939号178頁(1989年)、山口幸雄「損害賠償請求権の混同」塩崎勤編『交通損害賠償の諸問題』502頁(判例タイムズ社 1999年)。
- 54) 賛成：西島・前掲注41)3-1頁、八島宏平・判批・自動車保険研究3号197頁(2000年)、田上富信・判批・判例時報1746号222頁(2001年)、安永武央・判批・判例タイムズ1065号平成12年度重要判例解説134頁(2001年)等がある。
- 反対：内山衛次・判批・法学教室240号112頁(2000年)、坂口光男・判批・ジュリスト1202号平成12年度重要判例解説100頁(2001年)、福田弥夫「交通事故被害者の損害賠償請求権とその差押え 最高裁平成12年3月9日判決を中心に」『鈴木辰紀先生古希記念・現代保険論集』223頁(成文堂 2001年)、中田裕康・最高裁判所民事判例研究・法学協会雑誌119巻2号340頁(2002年)、鈴木達次「損害賠償請求権の差押・転付と保険会社に対する直接請求権」愛媛法学会雑誌28巻3・4合併号139頁(2002年)、潘阿憲・判批・

自動車損害賠償保障法における被害者の直接請求権と損害賠償請求権（岳）

判例タイムズ1113号66頁（2003年）等がある。

- 55) 金澤・前掲注32) 133頁, 西島・前掲注9) 327頁。
- 56) 西島梅治・判批・商法（保険・海商）判例百選57頁（1977年）。
- 57) 倉澤・前掲注30) 134頁, 西島・前掲注56) 57頁, 宮島・前掲注30) 43頁, 山下ほか・前掲注6) 書176頁〔山本執筆〕。
- 58) 田辺・前掲注46) 44頁, 潘・前掲注54) 69頁。
- 59) 潘・前掲注54) 70頁。
- 60) 西島梅治・判批・商法（保険・海商）判例百選〔第2版〕57頁（1993年）。
- 61) 西島・前掲注9) 書327頁。
- 62) 西島・前掲注15) 30頁, 福田・前掲注54) 234頁, 孝橋宏・最高裁判例解説・法書時報55巻4号92頁（2003年）。
- 63) 児玉・前掲注53) 34頁, 潘・前掲注54) 69頁。
- 64) 八島・前掲注54) 198頁。
- 65) 塩月・前掲注53) 178頁。
- 66) 大村教授は次のように反対意見を述べた。「昭和39年判決の言う直接請求権の補助性という理由は、ただ『自賠法3条の請求権と16条の請求権は別個独立のものであり、保険会社に対する直接請求権の放棄は、保有者に対する請求権の行使に影響を与えない』という結論を導く理由付けのひとつであったに過ぎず、『当然の帰結』とはいえない。」大村・前掲注53) 194頁。
- 67) 尾上・前掲注53) 28頁, 丸山・前掲注53) 6頁, 中西・前掲注53) 202頁, 尾島・前掲注53) 189頁。
- 68) 大村・前掲注53) 194頁。
- 69) 丸山・前掲注53) 6頁。
- 70) 西島・前掲注54) 3 - 7頁。
- 71) 八島・前掲注54) 211頁。
- 72) 安永・前掲注54) 135頁。
- 73) 八島・前掲注54) 211頁。なお、福田教授は本件判決の結論に反対するものの、判旨の理論展開は従来最高裁判例の立場を踏襲するものであると評価している。福田・前掲注54) 245頁。
- 74) 西島・前掲注54) 3 - 8頁。
- 75) 潘・前掲注54) 70頁。
- 76) 中田・前掲注54) 194頁。
- 77) 孝橋・前掲注62) 94頁。
- 78) 潘・前掲注54) 71頁。
中田・前掲注54) 194頁。
- 79) 中田・前掲注54) 194頁。
- 80) 福田・前掲注54) 225頁。
- 81) この問題に関して、被害者保護の目的を達するために、立法論として、自賠法3条に基づく損害賠償請求権を差押禁止債権とすることが考えられる。また、解釈論として、損害

賠償額の算定に着目し、すべての損害賠償額を差し押さえられると解するのではなく、民事執行法152条の給与などと同性質のものについてのみ、一定の基準を設けて部分的に差押を禁止し、被害者保護の目的を達成するという方法も考え出されている。しかし、前者について、なぜ交通事故に関する損害賠償請求権のみを差押禁止することができるのかという疑問があり、後者については、算定の方法が大変複雑になり、裁判実務においては、実行されるのはかなり難しいと考えられている。福田・前掲注54) 245頁を参照。

さらに、自賠法の被害者保護の精神を尊重し、その18条の趣旨から当該条文を拡大解釈し、自賠法3条の請求権を差押禁止債権にするという方法も提起されている。しかし、自賠法18条の文言上、容易にこのような考え方を認めることができないであろう。また、判例は、自賠法18条による差押禁止の範囲は直接請求権そのものであり、一旦本条による差押禁止債権の目的物である金銭が被害者の代理人に対して支払われた場合、被害者の代理人に対する引渡請求権は差押禁止の対象にはならないと判断している(大阪地岸和田支判昭和55・7・25判例時報993号77頁)。つまり、直接請求権について、その実質的な内容が変わっていないにもかかわらず、その形式が自賠法18条に基づく権利ではなくなると、もはや差押を禁止することができないこととなる。同条の権利自体に対して、かなり限定的に解釈されていることを考えると、同条の趣旨から、自賠法3条の請求権を差押禁止債権とすることも無理であろう。

- 82) 坂口・前掲注54) 101頁。
- 83) 潘・前掲注54) 66頁、なお坂口教授も同じ見解だと思われる。坂口・前掲注54) 101頁。
- 84) 内山・前掲注54) 112頁。
- 85) 鈴木・前掲注54) 139頁。
- 86) 最判平成3年5月10日判例時報1387号59頁。
- 87) 中野貞一郎『民事執行法』[新訂4版] 611頁・616頁(青林書院 2000年)。
- 88) 我妻栄『新訂・債権総論(民法講義)』443頁(岩波書店 1964年)。
- 89) 鈴木・前掲注53) 151頁。
- 90) 我妻・前掲注88) 書502頁。
- 91) 中野・前掲注87) 書616頁。
- 92) 我妻・前掲注88) 書499頁、内田貴『債権総論・担保物権』328頁(東京大学出版会 1999年)。
- 93) 我妻・前掲注88) 書421頁、内田・前掲注92) 書341頁、最判平成6年11月24日判例時報1514号82頁。
- 94) 内田・前掲注92) 書342頁。
- 95) 我妻・前掲注88) 書444頁。
- 96) 内田・前掲注92) 書341頁、潮見佳男『不法行為法』426頁(信山社 2002年)、加藤雅信『新民法大系 事務管理・不当利得・不法行為』403頁(有斐閣 2002年)。
- 97) 西島・前掲注9) 326頁・327頁。
- 98) 西島・前掲注9) 327頁。
- 99) 潘・前掲注54) 71頁。
- 100) 八島・前掲注54) 213頁。

自動車損害賠償保障法における被害者の直接請求権と損害賠償請求権（岳）

- 101) 中田・前掲注54) 356頁。
 102) 田上・前掲注54) 226頁。
 103) 安永・前掲注54) 135頁。
 104) 遠藤美光「自賠責保険の拘束力」田辺康平・石田満編『新損害保険双書2 自動車保険』63頁（文真堂 1983年）。
 105) 遠藤・前掲注104) 69頁以下，神田洋司「自賠責保険査定拘束力」金融商事判例933号増刊・損害保険の法律問題150頁（1994年）。
 106) 「支払基準」の正確な表現は，「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」（平成13年12月21日金融庁 国土交通省告示第1号）である。
 107) 詳しくは，佐野誠「自賠法の改正と自賠責保険の変容」損害保険研究64巻4号134頁以下（2003年）を参照。
 108) 「支払基準」 第6 減額
 1 重大な過失による減額

被害者に重大な過失がある場合，次に掲げる表のとおり，積算した損害額が保険金額に満たない場合には積算した損害額から，保険金額以上となる場合には保険金額から減額を行う。ただし，傷害による損害額（後遺障害及び死亡に至る場合を除く。）が20万円未満の場合はその額とし，減額により20万円以下となる場合は20万円とする。

減額適用上の被害者の過失割合	減 額 割 合	
	後遺障害又は死亡に係るもの	傷害に係るもの
7 割 未 満	減額なし	減額なし
7 割以上 8 割未満	2 割減額	2 割減額
8 割以上 9 割未満	3 割減額	
9 割以上10割未満	5 割減額	

- 109) 大阪地判平成12年11月8日（交通民集33巻6号1840頁）。
 110) この結論は，保険者は支払基準に拘束され，必ず支払基準に基づいて算定した損害賠償額を支払うことを前提としているが，これに対して，たとえ支払基準が法定化されても，その拘束力が裁判所に及ばない立場（八島宏平「自動車損害賠償保障法改正の概要について」自動車保険研究6号118頁（2002年））によれば，裁判所は自らの判断で新たな損害賠償額を認定することができるから，保険者は支払基準による算定額ではなく，裁判所の認定された損害賠償額を支払うことになる。しかし，おそらく重過失減額制度について，それが適用され，保護される被害者はみずから訴訟を起し，支払基準および重過失減額制度の適用を否定することはないだろう。したがって，一般的に，被害者に重過失減額制度が適用される場合，保険者は重過失減額制度に基づいて算定された損害賠償額の支払いを行

わなければならないと考えられる。

- 111) 自動車保障研究会編・前掲注6)書121頁。
- 112) 支払基準に基づいて算定された金額が実損害額よりも高い場合は、支払基準は裁判所に對して拘束力を持つが、低い場合は、裁判所を拘束できないという説がある。岩井英樹「平成12・13年の交通事故判例の概要(上)」インシュアランス[損保版]3998号5頁(2002年)。
- 113) 前掲最判昭和39年5月12日の上告理由(民集18巻4号583頁)。
- 114) 西島・前掲注6)47頁。
- 115) 田辺・前掲注48)39頁,木宮ほか・前掲注37)書184頁〔坂東執筆〕。
- 116) 倉澤・前掲注30)128頁,注3)12頁。
- 117) 長谷川誠「被害者の直接請求」吉田秀文=塩崎勤編『裁判実務大系8 民事交通・労働災害訴訟法』264頁(青林書院 1985年),山口・前掲注53)508頁。
- 118) 倉澤・前掲注30)124頁,山下ほか・前掲注6)書175頁〔山本執筆〕。
- 119) 田辺康平「被害者の保険者に対する直接請求権」『保険法の理論と解釈』186頁(文真堂 1981年)。
- 120) 西島・前掲注9)325頁,永井和之・判批・損害保険判例百選[第2版]103頁(1996年),田辺教授も同旨・前掲注46)40頁。
- 121) 石田・前掲注12)書253頁,田辺・前掲注46)39頁,児玉・前掲注53)34頁,篠原勝美「時の判例」ジュリスト889号60頁(1987年),谷川久・判批・ジュリスト947号125頁(1989年),黒木・前掲注53)59頁,大森・前掲注8)書221頁,田中誠二=原茂太一「新版・保険法(全訂版)」262頁(千倉書房 1997年),木宮ほか・前掲注37)書184頁〔坂東執筆〕。
- 122) 大森・前掲注8)書221頁,田中ほか・前掲注121)書246頁。ただ,大森博士は商法667条は責任保険一般において類推解釈することは困難だと考えているが,立法論としてはこのようにすべきであると主張している。
- 123) 田辺・前掲注119)187頁。
- 124) 田辺・前掲注119)194頁。また,特に責任保険一般について言及せず,自賠責保険における直接請求権は法が特別に認めたものという説が多い。例えば,坂東弁護士は,直接請求権は「被害者の損害賠償請求権の行使を円滑かつ確実にするため本法が創造したまったく新しい請求権である」,石田教授は「この被害者の権利は,自賠法によって特別に認められた権利であり,保有者の損害賠償責任が発生すれば,被害者はいつでも保険者に対して直接に請求できる」という表現にとどまっている。石田・前掲注12)書253頁,木宮ほか・前掲注37)書184頁〔坂東執筆〕。
- 125) 倉澤康一郎・判批・判例時報1058号199頁(1983年)。
- 126) 吉田邦彦・最高裁判所民事判例研究・法学協会雑誌100巻9号164頁(1983年),石田満・判批・商法(保険・海商)判例百選[第2版]61頁(1993年),永井・前掲注120)103頁。
- 127) 倉澤康一郎「責任保険における被害者の直接請求権」ジュリスト増刊・商法の争点[第2版]263頁(1983年)。

自動車損害賠償保障法における被害者の直接請求権と損害賠償請求権（岳）

- 128) 於保不二雄『債権総論』84頁（有斐閣 1959年）、我妻・前掲注88）書105頁，四宮和夫『不法行為』634頁（青林書院 1987年）、潮見・前掲注96）書266頁，大判明治43年10月20日（民録16輯719頁），最判昭和37年9月4日（民集16巻9号1834頁）。
- 129) 潘・前掲注54）68頁。
- 130) 西島・前掲注9）325頁。
- 131) 田辺・前掲注46）40頁。なお、田辺教授は、次の点を説明するために、次のように述べている。「このことは、自賠法が『被保険者が被害者に損害の賠償をした場合』（自賠法16条2項）、『保険会社が被害者に対して損害賠償額の支払をしたとき』（自賠法16条3項）というように使い分けていることから明らかであろう」。
- 132) 古笛氏は、自賠責保険の被害者請求は、自賠法が創造した全く新しい請求権であると性格づけをした上で、「被害者請求は期限のない債務として民法412条3項の適用があることは当然であると言える」と主張している。古笛恵子・判批・交通事故判例百選〔第4版〕187頁（1999年）。
- 133) 古笛・前掲注132）187頁。
- 134) 田辺・前掲注46）46頁。
- 135) 金澤理「被害者の直接請求権」『新種自動車保険講座・自動車責任保険』70頁（日本評論社 1976年）。
- 136) 田辺・前掲注46）54頁。
- 137) 西島・前掲注8）書284頁。
- 138) 木宮ほか・前掲注37）書181頁〔坂東執筆〕。
- 139) たとえば、東京海上火災 TAP・家庭用総合自動車保険約款賠償責任条項9条4項，三井住友海上 MOST・家庭用自動車総合保険賠償責任条項6条4項。
- 140) 篠田省二・最高裁判所判例解説・法曹時報37巻12号221頁（1985年）。
- 141) 潘・前掲注54）72頁。
- 142) 詳しくは、拙稿「搭乗者傷害保険と損害賠償」立命館法学285号（2003年2月）147頁以下を参照。